博士学位論文の取扱いについて

平成２８年７月

京 都 大 学 大 学 院
工　　学　　研　　究　　科

目　　　次

Ⅰ．博士学位論文申請から学位授与までの概略図
１．課程博士……… 1
２．課程博士（在学期間短縮の場合）……… 2
３．論文博士……… 3

Ⅱ．課程博士の取扱い……… 4

Ⅲ．論文博士の取扱い……… 9

［資料］
◎予備検討（課程博士）関係
１．博士学位論文の予備検討出願手続きについて……… 13
２．予備検討委員会委員の選定について（報告）……… 15
３．博士後期課程在学期間短縮にかかる学位論文審査
出願資格の審査について……… 16
４．予備検討結果報告書・博士学位論文の調査委員候補者の推薦について……… 17
５．予備検討結果の概要……… 18

◎内見（論文博士）関係
６．博士学位論文草稿の内見出願手続きについて……… 19
７．論文草稿内見の世話専攻及び内見委員会委員の選定について（依頼）……… 22
８．内見結果報告書・博士学位論文の調査委員候補者の推薦について……… 25
９．内見結果の概要……… 26
10．博士学位申請者の学力試問委員について……… 27
11．学位論文草稿の内見結果通知書……… 28

◎調査委員関係
12．調査委員候補者の推薦について……… 29
13．研究歴書……… 30
◎学位論文申請及び審査結果について
14．博士学位論文審査出願手続きについて……… 33
①　博士学位論文の公表方法について（入力例）……… 43
②　学位論文審査願（課程博士）……… 49
③　学位申請書　　（論文博士）……… 50
④　博士学位論文にかかる共著論文等の使用承諾書……… 51
16．調査委員の追加について……… 52
17．調査委員あて学位論文審査依頼（主査用・副査用）……… 53
18．学位論文公聴会の開催について・学位論文公聴会……… 54
19．博士学位論文調査報告書……… 56
20．研究指導認定報告書……… 61

［附録］

１．学位規則 62
２．京都大学通則（抜粋） 63
３．京都大学学位規程 64
４．京都大学大学院工学研究科規程 66
５．京都大学大学院工学研究科代議員会内規 67
６．課程博士学位論文審査に関する内規 68
７．論文博士学位論文審査に関する内規 69
８．論文博士申請者の専攻学術に関する学識を確認するための内規 71
９．博士後期課程修了要件の在学期間短縮に関する内規 71
10．工学研究科から地球環境学堂に異動する教員の取扱いに関する申合せ 72
11．工学研究科土木工学専攻、土木システム工学専攻、資源工学専攻、環境工学専攻、環境地球工学専攻、生活空間学専攻及び電子物性工学専攻の博士後期課程に在学し、研究指導認定退学したものが、課程博士の学位授与を申請する場合の予備検討に関する申し合わせ 72
12．工学研究科機械工学専攻、機械物理工学専攻及び精密工学専攻の博士後期課程に在学し、研究指導認定退学したものが、課程博士の学位授与を申請する場合の予備検討に関する申し合わせ 72

［参考］

１．博士学位授与の資格審査結果について（報告） 74
２．学位審査報告書 76
３．学位授与報告書 78
４．博士学位論文のインターネット公表に係る報告 80
５．学位授与証明書交付願（博士） 81
６．学位授与証明書（博士(工学)用） 82
７．英文学位記交付願 86
８．学位論文全文データ公表報告 88

Ⅰ．博士学位論文申請から学位授与までの概略図

１．課程博士

学位申請者（課程）

D　学位論文審査願

提出

（研究科会議代議員会議の３週間前まで）

A　予備検討願提出

専　　攻　　長

B

予備検討委員会設置
代表委員選出
予備検討開始

代表委員
（予備検討結果等作成・報告）
（調査委員候補者３名推薦）
予備検討委員会解散

C

C　通知

C　予備検討結果・
概要報告
調査委員候補者推薦
※１（研究科会議代議員の３週間前まで）

研　究　科　長

E
研究科会議代議員会議
（調査委員選定）

（調査委員の追加）※２

F
学位論文公聴会

G
調　査　報　告
（研究科会議代議員会議の２週間前まで）

H
研究科会議代議員会議
（学位授与の審査・議決）

I
学位審査報告

J
学　位　授　与

※１　以下の①②③は専攻長会議に附議しなければならない。
①調査委員候補者に助教・他研究科教授（工学研究科会議構成員以外の教授）が**含まれる**場合
②調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り**追加推薦する**場合
③調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り**追加推薦する**場合

※２　以下の①②は代議員会に附議しなければならない。
①調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合（予備検討委員会の推薦により選定された教授２名以内を含む）
②調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合（予備検討委員会の推薦により選定された教員等１名以内を含む）

２．課程博士（在学期間短縮の場合）

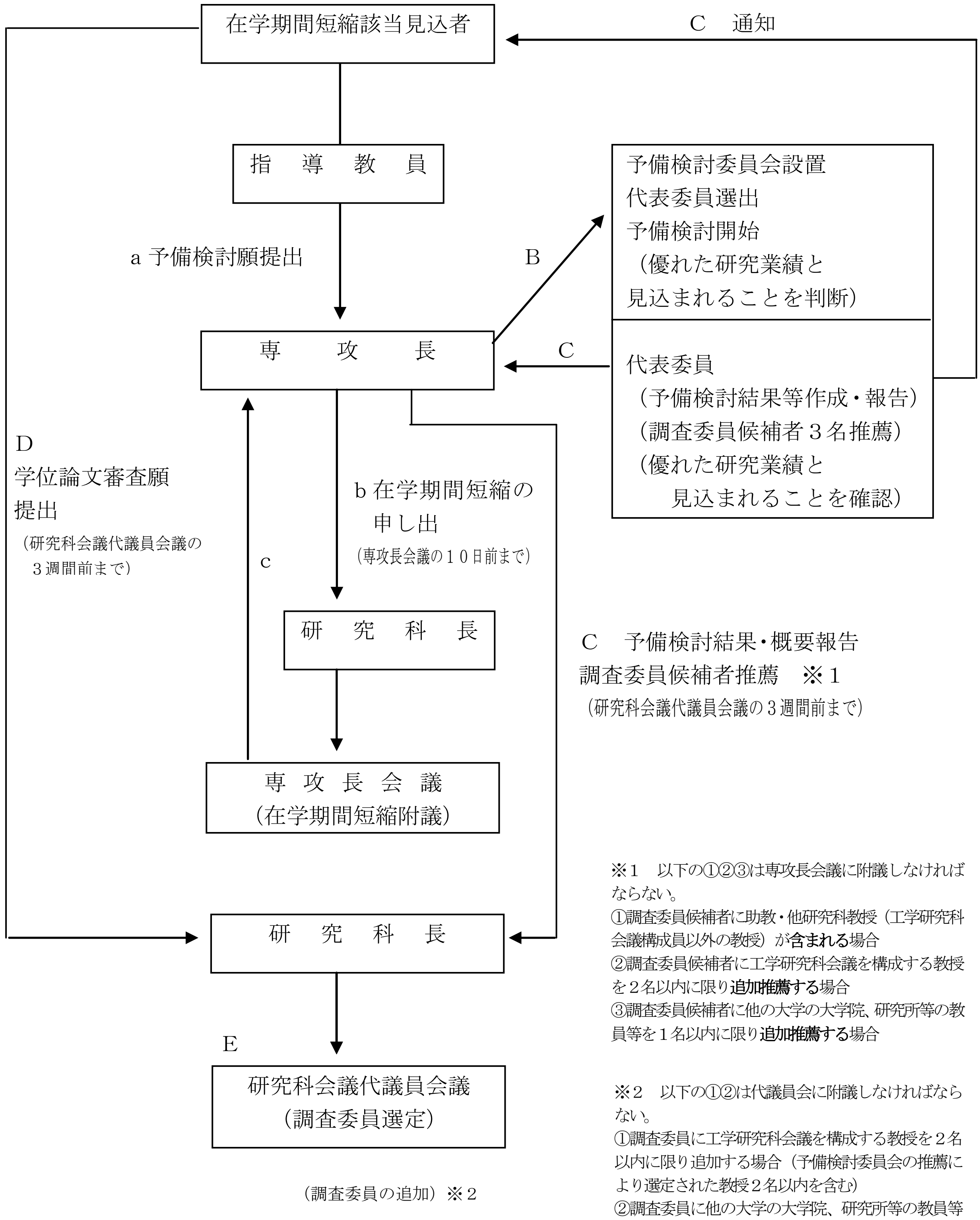

※１　以下の①②③は専攻長会議に附議しなければならない。
①調査委員候補者に助教・他研究科教授（工学研究科会議構成員以外の教授）が含まれる場合
②調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加推薦する場合
③調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加推薦する場合

※２　以下の①②は代議員会に附議しなければならない。
①調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合（予備検討委員会の推薦により選定された教授２名以内を含む）
②調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合（予備検討委員会の推薦により選定された教員等１名以内を含む）

Ｅ以降　［Ⅰ］課程博士学位論文申請から学位授与までの概略図に同じ

３．論文博士

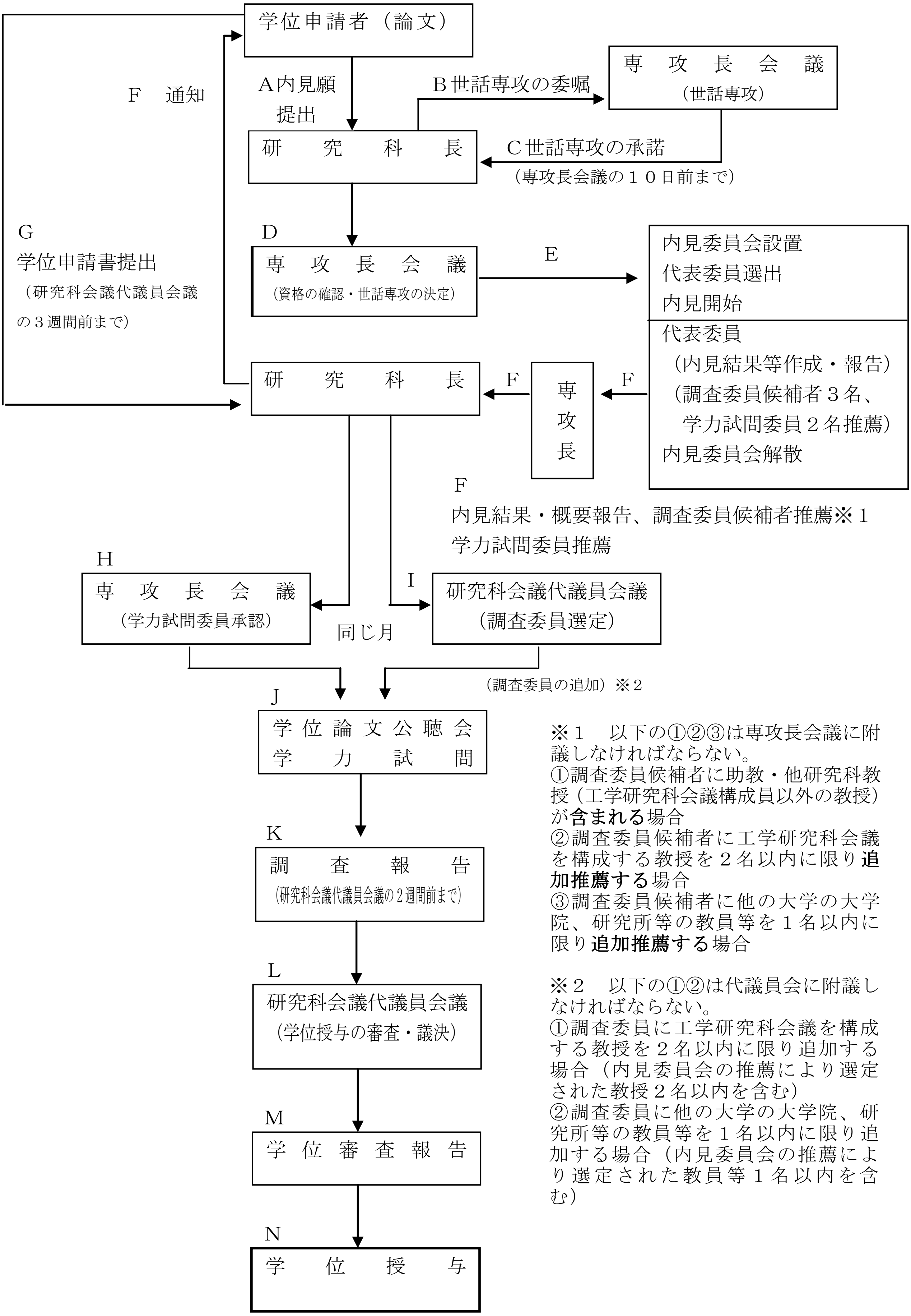

※１　以下の①②③は専攻長会議に附議しなければならない。
①調査委員候補者に助教・他研究科教授（工学研究科会議構成員以外の教授）が**含まれる**場合
②調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り**追加推薦する**場合
③調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り**追加推薦する**場合

※２　以下の①②は代議員会に附議しなければならない。
①調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合（内見委員会の推薦により選定された教授２名以内を含む）
②調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合（内見委員会の推薦により選定された教員等１名以内を含む）

Ⅱ．課程博士の取扱い

（京都大学学位規程第２条の規定により「博士(工学)」の学位の授与を受けようとする者の場合）

事　項	取　扱　要　領
Ａ．予備検討願提出	**１　課程修了により博士の学位の授与を受けようとする者（以下「学位申請者」という。）は、学位論文の提出に先立ち、次の書類を専攻長（所属する専攻の系又はクラスター事務室）に提出し、予備検討を経なければなりません。** **①博士学位論文の予備検討願（資料１参照・所定の用紙）** **②研　究　説　明　資　料　　　３部** **③論文内容を示す資料　　　　３部** **［注］所定の用紙は、工学研究科ＨＰ→各種手続・申請等（大学院生、修了生）→博士学位論文　→様式集　を使用してください。**
a （在学期間短縮） 予備検討願提出	指導教員は、在籍期間短縮該当見込者に係る次の書類を専攻長に提出し、予備検討を経なければなりません。 ①博士学位論文の予備検討願（資料１参照・所定の用紙） ②研　究　説　明　資　料　　　３部 ③論文内容を示す資料　　　　３部 ④略　　　　　　　歴　　　１部 ⑤論　文　リ　ス　ト　　　１部
Ｂ．予備検討委員会 設置	２　予備検討願が提出されると、専攻長は当該専攻に予備検討委員会を設置し、代表委員及び委員の氏名を研究科長へ報告してください。（資料２参照・所定の用紙） ３　委員会は、原則として３か月以内に予備検討を終了してください。ただし、特に必要と認めた場合は、更に３か月延長することができます。
b （在学期間短縮） 在籍期間短縮の 申し出	専攻長は、委員会の報告により、在籍期間短縮該当見込者が在学期間短縮の要件を満たしていると認められた場合は、附議しようとする専攻長会議の１０日前までに、専攻長の送り状（資料３参照・所定の用紙）に次の書類を添えて、研究科長へ提出してください。 ①博士後期課程修了要件の在学期間短縮についての説明書（400字程度） ②略歴 ③論文リスト
c （在学期間短縮） 専攻長会議	研究科長は、専攻長の申し出による在学期間短縮について、専攻長会議に附議する。専攻長は、審議の結果を委員会を通じて在籍期間短縮該当見込者に通知します。（通知以後は、Ｃ．に続く）

事　項	取　扱　要　領
C．予備検討結果・ 概要報告並びに調 査委員候補者推薦	４　代表委員は、次の書類を専攻長を通じて研究科長に提出してください。 ①予備検討結果報告書・博士学位論文の調査委員候補者の推薦について（資料４参照・所定の用紙） ②予備検討結果の概要（資料５参照・所定の用紙） また、代表委員はその結果を学位申請者に通知してください。（課程博士学位論文審査に関する内規第６条参照）
調査委員候補者に助教・他研究科教授等が含まれる場合 調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加推薦する場合 調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加推薦する場合	５　①調査委員候補者に助教又は他研究科教授（工学研究科会議構成員以外の他研究科所属教授）が**含まれる**場合は、調査委員選定に先立ち専攻長会議に附議します。（資料 12 参照・所定の用紙） ②調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り**追加推薦する**場合は、調査委員選定に先立ち専攻長会議に附議します。（資料 12 参照・所定の用紙） ③調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り**追加推薦する**場合は、調査委員選定に先立ち専攻長会議に附議します。（資料 12 及び資料 12-1 参照・所定の用紙） ※①②③に該当する場合は、資料 12（③については資料 12-1 も併せて）を該当する事項ごとに提出してください。
D．学位論文審査願 提出	６　予備検討の結果、論文の内容が学位審査の請求に値する旨の通知（第４項参照）を受けた学位申請者は、通知を受けた日から原則として６か月以内に、次のを書類を研究科長に提出してください。（資料 14 参照） ①学位論文審査願　１通（資料 14－①参照・所定の用紙） ②学　位　論　文　４冊 ③論　文　目　録　２通 ④履　　歴　　書　４通 ⑤博士学位論文の公表方法について　１通（紙媒体）及び 電子データ　１個(Excel ﾌｧｲﾙ)（様式２参照・所定の用紙） ⑥学位論文全文の電子データ１個(PDF ﾌｧｲﾙ) 英文学位記交付願　１通（外国人のみ） **(⑤博士学位論文の公表方法について⑥学位論文全文の電子データの提出方法は、36 ページを参照)** なお、題目(副題を含む)は、予備検討結果報告書、予備検討結果の概要、論文冊子、論文目録について、英文の場合の大文字、小文字、イタリック等及び和訳題目を含め、全て一致している必要があり、審査願提出後の論文題目（副題及び英文の場合の和訳題目を含む）の変更はできません。また、氏名がアルファベットの申請者は、予備検討結果報告書、予備検討結果の概要を含む全ての提出書類について、氏名の姓名の順・大文字・小文字等全て一致している必要がありますので、注意してください。 （共著論文の取扱い） 上記②の学位論文の一部が共著論文の場合、学位申請者は他の共著者・所属長に対して、次に掲げる事項について承諾を受けてください。 また、学位申請者は、他の共著者・所属長の「博士学論文にかかる共著論文等の使用承諾書」（資料 14-③）を研究科長に提出してください。

事　項	取　扱　要　領
	ア　学位申請者が当該論文を博士学論文として本研究科に提出すること。 イ　他の共著者が当該論文を学位論文として使用しないこと。
E．研究科会議 代議員会 （調査委員選定）	7　4の①、②及び6の①～⑥の書類が所定の期日（研究科会議代議員会の３週間前）までに研究科長に提出された場合は、当該論文の審査にかかる調査委員を次月の研究科会議代議員会で選定します。 また、選定に先立ち研究科長は、「予備検討結果の概要」を研究科会議代議員会の１週間前に研究科ホームページの教職員向けサイトに掲載します。 （各教授へはメーリングリストに登録されているメールアドレスあてにお知らせします。）
	8　研究科会議代議員会で選定された各調査委員には当該学位申請者の論文を送付します。（資料16参照）
他研究科教授が調査委員として選定された場合	9　①研究科長は、他研究科教授が調査委員として選定された場合、当該教授が所属する部局長に博士学位論文調査委員委嘱依頼を行います。 （資料12別紙Ｉ参照） なお、委嘱の結果が判明するまで、調査委員会は開催できませんのでご承知ください。
他の大学の大学院、研究所等の教員等が調査委員として選定された場合	②研究科長は、他の大学の大学院、研究所等の教員等が調査委員として選定された場合、当該教員等が所属する機関に博士学位論文調査委員委嘱依頼を行います。（資料12別紙Ｉ参照） なお、委嘱の結果が判明するまで、調査委員会は開催できませんのでご承知ください。
調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合	③調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合（予備検討委員会の推薦により選定された教授２名以内を含む。）は、調査委員選定を研究科会議代議員会に附議します。 （資料15参照・所定の用紙）
調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合	④調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合（予備検討委員会の推薦により選定された教員等１名以内を含む。）は、調査委員選定を研究科会議代議員会に附議します。（資料15及び資料12-1参照・所定の用紙） ※③④に該当する場合は、資料 15（④については資料 12-1 も併せて）を該当する事項ごとに提出してください。
F．学位論文公聴会	10　調査委員（主査）は、学位申請者と公聴会の開催日について打合わせ、開催日時を決定したうえで、学位論文公聴会開催日の６日前（土日祝日を除く）までに「学位論文公聴会の開催について」（資料17参照・所定の用紙）を研究科長に提出してください。

事　項	取　扱　要　項
	11　研究科長は、各専攻及び関係研究所等に学位論文公聴会の開催日を掲示により周知し、学位申請者には葉書（資料17－参考）で開催日等を通知します。　（課程博士の申請者については葉書による通知を省略）
G．調査報告	12　論文の調査等が終わったときは、調査委員（主査）は調査報告をしようとする研究科会議代議員会の２週前までに、次の書類を所定の様式により作成のうえ、研究科長に提出してください。 （資料18参照） また、同じ日までにこれらの文書ファイルをメールの添付ファイルとして、資料18の〔文書データ作成の注意事項〕に記載のアドレスに送信してください。（④学位論文、⑤学位論文全文の電子データを除く）。 ①　博士学位論文調査報告書 ②　論文内容の要旨 ③　論文審査の結果の要旨 ④　学位論文　　　４冊（すでに提出した論文に差し替えがあった場合のみ） ⑤　学位論文全文の電子データ　　１個(PDFﾌｧｲﾙ) （すでに提出した論文に差し替えがあった場合のみ） **［注］提出論文に落丁があった場合の論文及び学位論文全文の電子データの差し替えには、これ以後一切応じません。** **博士後期課程在籍者については、「研究指導認定報告書」(資料19）を修了日付けで作成し、専攻を通じて教務課に提出してください。** 13　研究科長は、提出された12の①及び③を、その論文の調査報告がなされる研究科会議代議員会開催日の１週間前に研究科ホームページの教職員向けサイトに掲載（各教授へはメーリングリストに登録されているメールアドレスあてにお知らせします。）し、②についてはインターネットのホームページに１週間前から掲載します。 14　研究科会議代議員会前の１週間、博士学位論文及びその審査書類を閲覧できるよう、閲覧場所を設置します。 15　研究科会議構成員から、調査結果に関する質問がある場合、調査委員は、研究科会議代議員会で説明をする必要があります。その場合、研究科会議代議員会議の前日までに、教務課大学院掛より調査委（主査）に連絡します。また、調査委員は、研究科会議代議員会にて、意見を述べることができます。
H．研究科会議代議員会（学位授与の審査及び議決）	16　研究科会議代議員会における「学位授与の議決」は、研究科会議代議員会を構成する教授の三分の二以上が出席し、投票により出席者の三分の二以上の賛成を必要とします。
I．学位審査報告	17　研究科会議代議員会議において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は総長に学位審査報告をします。 授与式は、９月及び３月の年２回。日時については、学務部教務企画課から本人あて文書で通知されます。 **［注］在学生については、学位審査を行う会議日までに必ず授業料を完納してください。納付しなかった場合は、学位審査が受けられませんので注意してください。**
J．学位授与	18　学位授与は、５月、７月、９月、１１月、１月及び３月の年６回、原則として各授与月の２３日付けで行われます。
文部科学省報告	19　総長は、学位を授与したときは、文部科学大臣に報告します。
学位論文の保管	20　提出された学位論文（冊子及び電子データ）は、本学附属図書館において閲覧に供され、保管されます。 また、３部は系又は専攻事務室に返却します。

学位論文の公表	21　提出された学位論文全文の電子データは、京都大学学術情報リポジトリに掲載し公表します。但し、やむを得ない事由により要約公表となった場合は、要約を上述のリポジトリに掲載し公表します。 　また、調査委員は、申請時に、やむを得ない事由により学位論文の全文を許諾しなかった申請者に対し、やむを得ない事由の有無の判断結果について通知してください。 ※京都大学学術情報リポジトリ（京都大学内で生産された電子的な知的生産物（学術雑誌掲載論文、学位論文、プレプリント、科学研究費報告書、COEプログラム研究成果、講義資料・教材、学会発表資料などの学術情報）を永続的に蓄積し、誰もが無料で読めるようにWeb上で公開するものです。）

Ⅲ. 論文博士の取扱い

（京都大学学位規程第３条の規定により「博士(工学)」の学位授与を申請しようとする者の場合）

事　項	取　扱　要　領
A．内見願提出	1　論文提出により博士の学位の授与を申請しようとする者（以下「学位申請者」という。）は、学位の申請に先立ち、次の書類を工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出し、内見を経なければなりません。 ①博士学位論文草稿の内見願（資料６参照・所定の用紙） ②学位論文の草稿　３冊 ③研究歴書　３通 ④葉書（内見結果通知用　送付先を記入のこと。）　１通
B．世話専攻の委嘱	2　研究科長は、１の①の「希望する内見者職・氏名」欄に記載されている教員の所属する専攻に世話専攻の委嘱をすると同時に１の①の写し及び②③を送付します。送付した論文の草稿等については返却の必要はありません。(資料７参照)
C．世話専攻の承諾	3　委嘱を受けた専攻の専攻長は、承諾書（資料７別紙Ⅰ･所定の用紙）を附議しようとする専攻長会議の１０日前までに研究科長に提出してください。
D．専攻長会議 （資格確認等）	4　申請者の「出願資格の確認」及び「世話専攻の決定」は、専攻長会議で行います。 専攻長会議終了後、専攻長は代表委員に決定を報告します。
E．内見委員会設置	5　世話専攻は、内見委員会を設置し、代表委員及び委員の氏名を研究科長に報告してください。(資料７「別紙Ⅱ」・所定の用紙）この報告の日付けをもって内見委員会が発足します。
F．内見結果・概要報告並びに調査委員候補者推薦	6　代表委員は、当該論文草稿の内見を終了したときは、次の書類を専攻長を通じて、研究科長に提出してください。 ①内見結果報告書・博士学位論文の調査委員候補者の推薦ついて（資料８参照・所定の用紙） ②内見結果の概要（資料９参照・所定の用紙） 研究科長は、内見結果及び学位申請手続きについて学位申請者に通知します。(資料 11 参照)
学力試問委員推薦	7　代表委員は、専攻を通じて、学力試問委員２名を附議しようとする専攻長会議の１０日前までに研究科長に報告してください。 （資料 10 参照・所定の用紙）
調査委員候補者に助教・他研究科教授等が含まれる場合	8　①調査委員候補者に助教又は他研究科教授 (工学研究科会議構成員以外の他研究科所属教授) が含まれる場合は、調査委員選定に先立ち専攻長会議に附議します。(資料 12 参照・所定の用紙)

事　項	取　扱　要　領
調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加推薦する場合	②調査委員候補者に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り**追加推薦する**場合は、調査委員選定に先立ち専攻長会議に附議します。（資料 12 参照・所定の用紙）
調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加推薦する場合	③調査委員候補者に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り**追加推薦する**場合は、調査委員選定に先立ち専攻長会議に附議します。（資料 12 及び資料 12-1 参照・所定の用紙） ※①②③に該当する場合は、資料 12（③については資料 12-1 も併せて）を該当する事項ごとに提出してください。
G．学位申請書等の提出	9　内見の結果、論文草稿の内容が学位審査の請求に値する旨の通知を受けた学位申請者は、通知を受けた日から原則として６か月以内に、次の書類等を研究科長に提出してください。（資料 14 参照） ①学 位 申 請 書　　　１通（資料 14－②参照・所定の用紙） ②学　位　論　文　　　４冊 ③論　文　目　録　　　２通 ④履　　歴　　書　　　４通 ⑤博士学位論文の公表方法について　１通（紙媒体）及び 電子データ　１個(Excel ﾌｧｲﾙ)（様式２参照・所定の用紙） ⑥学位論文全文の電子データ　　１個（PDF ﾌｧｲﾙ） ⑦学位論文審査料　57,000 円（銀行振込） （学位申請者は、申請に先立ち下記の銀行口座に学位論文審査手数料（金額５万７千円をお振り込みください。依頼人欄は必ず学位申請者名としてください。なお、振込手数料は申請者に負担していただくことになります。又、学位申請し納入された学位論文審査手数料は、いかなる場合も返還しません。 振込先銀行　三井住友銀行京都支店（銀行コード０００９、店コード４９６） 普通預金　口座番号：８０８９３５１　口座名義：国立大学法人京都大学 学位申請を行う際に振込の領収書を提示するか又は領収書（写）を提出してください。） **（⑤博士学位論文の公表方法について⑥学位論文全文の電子データの提出方法は、36 ページを参照）** なお、題目(副題を含む)は、内見結果報告書、内見結果の概要、論文冊子、論文目録について、英文の場合の大文字小文字、イタリック等及び和訳題目を含め、全て一致している必要があります。 また、審査願提出後の論文題目（副題及び英文の場合の和訳題目を含む）の変更はできませんので注意してください。（氏名がアルファベットの申請者は、課程博士と同様に氏名に注意ください。（P5 参照）） （共著論文の取扱い） 上記②の学位論文の一部が共著論文の場合、学位申請者は他の共著者・所属長に対して、次に掲げる事項について承諾を受けてください。 また、学位申請者は、他の共著者・所属長の「博士学論文にかかる共著論文等の使用承諾書」（資料 14-③）を研究科長に提出してください。 ア　学位申請者が当該論文を博士学論文として本研究科に提出すること。 イ　他の共著者が当該論文を学位論文として使用しないこと。

事　項	取　扱　要　領
	このほか、葉書(学位論文公聴会通知用 資料 17-参考）１通を申請者の住所を記入のうえ、学位申請書類と併せて提出してください。
H．専攻長会議 （学力試問委員承認）	10　専攻長会議で学力試問委員を承認し、学力試問委員会を設置します。
I．研究科会議 代議員会 （調査委員の選定）	11　６の①、②及び９の①～⑦の書類が所定の期日（研究科会議代議員会議の３週間前）までに研究科長に提出された場合は、当該論文の審査にかかる調査委員を次月の研究科会議代議員会で選定します。 また、選定に先立ち研究科長は、「内見結果の概要」を研究科会議代議員会の１週間前に研究科ホームページの教職員向けサイトに掲載します。(各教授へはメーリングリストに登録されているメールアドレスあてにお知らせします。) 12　研究科会議代議員会で選定された各調査委員には当該学位申請者の論文を送付します。(資料 16 参照)
他研究科教授が調査委員として選定された場合	13　①研究科長は、他研究科教授が調査委員として選定された場合、当該教授が所属する部局長に博士学位論文調査委員委嘱依頼を行います。 (資料 12 別紙Ⅰ参照) なお、委嘱の結果が判明するまで、調査委員会は開催できませんのでご承知ください。
他の大学の大学院、研究所等の教員等が調査委員として選定された場合	②研究科長は、他の大学の大学院、研究所等の教員等が調査委員として選定された場合、当該教員等が所属する機関に博士学位論文調査委員委嘱依頼を行います。 (資料 12 別紙Ⅰ参照) なお、委嘱の結果が判明するまで、調査委員会は開催できませんのでご承知ください。
調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合	③調査委員に工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合（内見委員会の推薦により選定された教授２名以内を含む。）は、調査委員選定を研究科会議代議員会に附議します。 (資料 15 参照・所定の用紙)
調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合	④調査委員に他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合（内見委員会の推薦により選定された教員等１名以内を含む。）は、調査委員選定を研究科会議代議員会に附議します。(資料 15 及び資料 12-1 参照・所定の用紙) ※③④に該当する場合は、資料 15（④については資料 12-1 も併せて）を該当する事項ごとに提出してください。
J．学位論文公聴会及び学力試問	14　調査委員（主査）は、申請者の学位論文公聴会開催日の６日前（土日祝日を除く）までに「学位論文公聴会の開催について」(資料 17 参照・所定の用紙）を研究科長に提出してください。

事　項	取　扱　要　領
	15　研究科長は、各専攻、関係研究所等に、学位論文公聴会の開催日を掲示により周知し、学位申請者には葉書（資料 17－参考）で開催日等を通知します。
	16　学力試問委員会は学力試問を実施し、その結果を調査委員会に報告します。
K. 調査報告	17　論文の調査等が終わったときは、調査委員（主査）は調査報告をしようとする研究科会議代議員会の２週前までに次の書類を所定の様式により作成のうえ、研究科長に提出してください。 また、同じ日までにこれらの文書ファイルをメールの添付ファイルとして、資料18の〔文書データ作成の注意事項〕に記載のアドレスに送信してください。（⑤学位論文、⑥学位論文全文の電子データを除く）。 ①博士学位論文調査報告書 ②論文内容の要旨 ③論文審査の結果の要旨 ④学識確認のための試問の結果 ⑤学位論文　　　４冊（すでに提出した論文に差し替えがあった場合のみ） ⑥学位論文全文の電子データ　　１個（PDFﾌｧｲﾙ） （すでに提出した論文に差し替えがあった場合のみ） **[注] 提出論文に落丁があった場合の論文及び学位論文全文の電子データの差し替えには、これ以後一切応じません。**
	18　研究科長は、提出された17の①③④を、その論文の調査報告がなされる研究科会議代議員会開催日の１週間前に研究科ホームページの教職員向けサイトに掲載（各教授へはメーリングリストに登録されているメールアドレスあてにお知らせします。）し、②については、インターネットのホームページに１週間前から掲載します。
	19　研究科会議代議員会議前の１週間、博士学位論文及びその審査書類を閲覧できるよう、閲覧場所を設置します。
	20　研究科会議構成員から、調査結果に関する質問がある場合、調査委員は、研究科会議代議員会で説明をする必要があります。その場合、研究科会議代議員会の前日までに、教務課大学院掛より調査委員（主査）に連絡します。また、調査委員は、研究科会議代議員会にて、意見を述べることができます。
L．研究科会議代議員会（学位授与の審査及び議決）	（課程博士に同じ）
M．学位審査報告	（課程博士に同じ）
N．学位授与	（課程博士に同じ）
文部科学省報告	（課程博士に同じ）
学位論文の保管	（課程博士に同じ）
学位論文の公表	（課程博士に同じ）

資料　１

博士学位論文の予備検討出願手続きについて

工 学 研 究 科

１．出願資格

京都大学学位規程第２条（いわゆる課程博士）の規定により博士（工学）の学位を得ようとする者であって、次のいずれかに該当する者。

（１）本研究科博士後期課程に２年６か月以上在学し研究指導認定見込の者

（２）予備検討終了後の博士学位論文の申請日が、研究指導認定退学後３年を越えないことが確実な者

（３）修士課程を修了し、博士後期課程に１年以上在学した者又は見込みの者。ただし、在学年数が修士課程と併せて通算３年以上の者又は見込みの者。（在学期間短縮該当見込者）

２．出願書類

（１）博士学位論文の予備検討願（別紙様式）

（２）研究説明資料（３通）

現在までの研究の経過及び将来の展望、並びにより広い立場からの位置づけを書いたもの（Ａ４判白紙に 4,000 字以内）。特に関連分野の現状と問題点及び研究の意義とその主張点や独創性について触れられていることが望ましい。

（３）論文内容を示す資料（３通）

学位論文の草稿、又はこれに代わるもの。:

（４）希望する予備検討委員会委員は工学研究科の教員（教授、准教授、講師、助教）２名以内。

在学期間短縮該当見込者は、上記書類に加えて下記の書類を提出のこと。

（５）略歴

（６）論文リスト

３．提出先

所属する専攻の系又は専攻事務室

資料　1（朱書箇所、ページ数は消去すること。）（※氏名がアルファベットの申請者は、全ての提出書類で氏名の姓名の順・大文字・小文字等全て一致が必要なので注意すること。）

平成　　年　　月　　日

専　攻　長　殿

博士学位論文の予備検討願

このたび、博士(工学) の学位論文を取りまとめたく、研究説明資料、論文内容を示す資料各３通を添えて提出いたしますからご検討くださるようお願いいたします。(在学期間短縮見込者は更に、略歴、論文リストを提出のこと。)

論文題目（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）

指導教員氏名

工学研究科　　　　　　　　　　専攻博士後期課程

平成　　年　　月　　進学・編入学

平成　　年　　月　　研究指導認定見込・退学

住所　〒　　　　－

連絡先　市外局番（　　　　）　　　　－　　　　内線　　　　番

予備検討出願者

学生番号　１０６０－　　　　－

(ふりがな)

氏　名　　　　　　　　　　　　　　男・女

（漢字圏内の外国人は漢字氏名を記入。外国人のふりがなはカタカナ）

希望する予備検討委員会委員名

希　望　委　員　職　氏　名	所　属　専　攻

工学研究科の教員２名以内を記載すること。

資料　２（朱書箇所、ページ数は消去すること。）　（※氏名がアルファベットの申請者は、
全ての提出書類で氏名の姓名の順・大文字・小文字等全て一致が必要なので注意すること。）

平成　　年　　月　　日

工学研究科長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

専攻長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

予備検討委員会委員の選定について（報告）

下記のとおり、予備検討委員会委員を選定しましたので、報告します。
代表委員は記載のとおりといたしましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

予備検討出願者

学生番号　１０６０―　　　　―＿＿＿＿＿

ふりがな

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（男・女）

（漢字圏内の外国人は漢字氏名を記入。外国人のふりがなはカタカナ）

博士後期課程＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

平成　　年　　月　　進学・編入学
平成　　年　　月　　研究指導認定　見込・退学

予備検討委員会委員

職　　名	氏　　　　　　　名	所　属　専　攻　名	備　　考
			代表委員

資料　３（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（専攻長会議において当該専攻からの説明が必要。）

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長 殿

専攻

専攻長　　　　　　　　　　　　㊞

博士後期課程在学期間短縮にかかる学位論文審査出願資格の審査について

平成　　年　　月　　日、本専攻予備検討委員会において、下記学生が、本学通則第50条第５項の規定に該当すると見込まれる者であることを確認いたしましたので、専攻長会議でご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

記

博士後期課程　　　　　　　　　　　　専攻

平成　　年　　月　　日　進学・編入学

氏名

資料　4

専攻長印

平成　　年　　月　　日

工学研究科長　殿

予備検討委員会
代表委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

予　備　検　討　結　果　報　告　書

予備検討結果について、下記のとおり報告いたします。

記

予備検討出願者　　　　氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（漢字圏内の外国人は漢字氏名を記入）

博士後期課程＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

論文題目：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）

予備検討結果：

出願者が博士後期課程学位取得基準を満たし、上記の論文内容が学位審査の請求に値するものと　☐　認める。（予備検討結果の概要添付）

☐　認められない。

博士学位論文の調査委員候補者の推薦について

上記予備検討結果に基づき、下記の者を推薦いたします。

関 連 分 野：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿（追加）、＿＿＿＿＿＿＿（追加）、＿＿＿＿＿＿＿（追加）

（職名）　　　　　（氏名）

調査委員候補者職氏名：＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（主査）

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（追加）

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（追加）

＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（追加）

※追加できるのは、工学研究科会議を構成する教授（２名以内）及び他の大学の大学院、研究所等の教員（１名以内）です。なお、他研究科の教授または助教を調査委員候補者に含める場合や、上記の追加をする場合は、資料１２の提出が必要です。

資料　５

予 備 検 討 結 果 の 概 要

出 願 者 氏 名 (漢字圏内の外国人は漢字氏名を記入)				
予備検討委員会 代　表　委　員	職　名		氏　名	

論文題目　（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）

・・・・予備検討の結果、出願者が博士後期課程学位取得基準を満たし、本論文が博士（工学）の学位審査の請求に値するものと認める。

関　連　分　野	
調査委員候補者	

資料　６

博士学位論文草稿の内見出願手続きについて

工 学 研 究 科

１．出願資格

京都大学学位規程第３条（いわゆる論文博士）の規定により、博士（工学）の学位の授与を申請しようとする者であって、次のいずれかに該当する者

（１）修士課程を修了後３年６か月以上を経た者

（２）大学を卒業後６年６か月以上を経た者

（３）上記（１)(２）に揚げる者と同等以上の資格を有する者

２．提出書類

（１）博士学位論文草稿の内見願（別紙様式）　...............................　１通

（２）学位論文の草稿　..　３冊

（３）研究歴書（記載例を参照のこと。）　.....................................　３通

（４）内見結果通知（ハガキ：送付先を記入のこと。）　......................　１通

３．提出先

京都大学大学院工学研究科（教務課大学院掛）

〒615-8530　京都市西京区京都大学桂　　Tel(075)383-2040,2041

Fax(075)383-2038

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　殿

博 士 学 位 論 文 草 稿 の 内 見 願

このたび、博士（工学）の学位論文を取りまとめたく、学位論文の草稿３冊及び研究歴書３通を提出いたしますので、内見をお願いいたします。

論文題目　（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）

希望する内見者職　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（１名）

内見出願者　最終学歴　　年　　月　　　　　大　学　　　　　　卒業

大学大学院　　　　　課程　修了・退学

（大学又は大学院、卒業又は修了・退学のいずれかを○で囲む）

住　　所 〒　　－

電　　話　自　宅：市外局番（　　　）　　－

勤務先：市外局番（　　　）　　－

ふりがな

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　男・女

（漢字圏内の外国人は漢字氏名を記入。外国人のふりがなはカタカナ）

（記載例）

研　究　歴　書

氏　　名　　京　都　太　郎

生年月日　　昭和　　　年　　　月　　　日

最　終　学　歴

平成　　　年　　　月　　　京都大学大学院工学研究科電気工学専攻修士課程修了

研　　究　　歴

○平成　　　年　　　月～平成　　　年　　　月
　京都大学工学部電気工学教室、○○研究室において、同期発電機の動態安定度の監視と制御に関する研究
○平成　　　年　　　月～平成　　　年　　　月
　京都電気株式会社研究部、機器研究室において回転機絶縁の劣化とその劣化予知に関する研究
○平成　　　年　　　月～平成　　　年　　　月
　同社同研究室において、雷サージに対する同期発電機の電位分布、絶縁強度及び同期発電機の衝撃電圧試験法に関する研究
○平成　　　年　　　月～平成　　　年　　　月
　同期発電機の危機定数の測定法並びに継電保護方式に関する研究
○平成　　　年　　　月～平成　　　年　　　月
　同期発電機のボイド放電の測定法並びにボイド放電による同期発電機の絶縁劣化の予知に関する研究

職　　　　歴

平成　　　年　　　月　　　京都電気株式会社入社　研究部機器研究室
平成　　　年　　　月　　　同社機器研究室第一課長（現職名を記入のこと。）

（注）大学院修士課程修了又は博士後期課程研究指導認定退学者は、その間に行った研究については研究歴に記載のこと。

資料　7

平成　　年　　月　　日

専　攻　長　　殿

工 学 研 究 科 長

論文草稿内見の世話専攻及び
内見委員会委員の選定について（依頼）

　このたび、____________________________氏より、別添のとおり内見願の提出がありましたので、貴専攻に世話専攻を委嘱いたしたく存じます。ご承諾のうえは、別紙Ｉにより専攻長会議の１０日前までに教務課大学院掛へご回報願います。

　また、世話専攻が専攻長会議で承認された後は、内見委員会委員とその代表委員を選定のうえ、別紙Ⅱによりご報告ください。

　なお、専攻長会議において世話専攻が承認されましたら、代表委員にその旨お知らせくださるようお願いいたします。

　ただし、専攻長会議において世話専攻が承認されなかった場合、別途通知いたします。

　おって、内見結果報告関係の書類は次のとおりとなっておりますが、研究科会議代議員会の３週間前までに学位申請者が本申請の手続きを行っている必要があり、「内見結果報告書」等が提出されているだけでは研究科代議員会に附議できませんのでご注意ください。

○内見結果報告書（資料 8）
○内見結果の概要（資料 9）
○博士学位論文の学力試問委員について（資料 10）

※各様式は、工学研究科ＨＰ→教育・キャンパスライフ→博士学位論文審査　からご利用ください。

（別紙Ｉ）

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

専攻長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

論文草稿内見の世話専攻について（回答）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏提出の学位論文の草稿

…………………………………………………………………………

…………………………………………………………………………

…………………………………………………………………………

（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）

の内見に関する世話専攻となることを承諾いたします。

（別紙Ⅱ）

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　　殿

専攻

専攻長　　　　　　　　　　　　㊞

内見委員会委員の選定について（報告）

学位論文草稿の内見委員会委員を、下記のとおり選定いたしましたので報告いたします。

記

内見出願者・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

内見委員会委員

職　　名	氏　　　　　名	所 属 専 攻 名	備　　考
			代表委員

資料　８

専攻長印

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　殿

内見委員会
代表委員　　　　　　　　　　　　㊞

内　見　結　果　報　告　書

内見結果について、下記のとおり報告いたします。

記

内見出願者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

論文草稿の題目：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）

内見結果　：

上記の論文内容は、学位審査の請求に値すると
□認める。（内見の概要添付）
□認められない。

博士学位論文の調査委員候補者の推薦について

上記内見結果に基づき、下記の者を推薦いたします。

関 連 分 野：＿＿＿＿＿＿＿＿、＿＿＿＿＿＿＿＿、＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿（追加）、＿＿＿＿＿（追加）、＿＿＿＿＿（追加）

	（職名）	（氏名）	
調査委員候補者職氏名：	＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	（主査）
	＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
	＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	
	＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	（追加）
	＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	（追加）
	＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	（追加）

※追加できるのは、工学研究科会議を構成する教授（２名以内）及び他の大学の大学院、研究所等の教員（１名以内）です。なお、他研究科の教授または助教を調査委員候補者に含める場合や、上記の追加をする場合は、資料１２の提出が必要です。

資料　９

内　見　結　果　の　概　要

<table>
<tr><td>出 願 者 氏 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>内 見 委 員 会
代　表　委　員</td><td>職　名</td><td></td><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">論文題目　（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="5">・・・・本論文が博士（工学）の学位審査の請求に値するものと認める。</td></tr>
<tr><td>関　連　分　野</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>調査委員候補者</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

資料　10

専攻長印

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　殿

内見委員会代表委員

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

博士学位申請者の学力試問委員について

博士学位申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の学力試問委員として、下記の教員を推薦いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

（氏　名）	（職　名）
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿＿

資料　11

学位論文草稿の内見結果通知書

標記のことについて、あなたが先に提出された学位論文草稿を内見した結果、学位審査の申請に値すると認められましたので通知します。

なお、学位授与の申請は、この通知書を受け取った日から６か月以内に、下記により行ってください。

郵送による申請は受け付けません。

なお、当日は印鑑を持参してください。（提出書類に訂正がある場合に使用します。）

記

（提出書類）

１．学位申請書（所定の用紙）................１通
２．学位論文 ４冊
３．論文目録（様式３）.....................２通
４．履歴書（様式４）.......................４通
５．博士学位論文の公表方法について（様式２）.....１通（紙媒体）
及び電子データ１個（Excel ﾌｧｲﾙ）
※ 電子データのファイル名は、「論・申請者の氏名・公表」として提出してください。
６．学位論文全文の電子データ..............１個（PDF ﾌｧｲﾙ）
※ 電子データのファイル名は、「論・申請者の氏名・全文」として提出してください。
７．学位論文審査料 ....57,000 円(銀行振込)
※葉書（学位論文公聴会通知用）１通

（提出場所）

京都大学工学研究科教務課大学院掛
Tel　075-383-2040,2041
Fax　075-383-2038

※受付時間：９：００～１２：００　１３：００～１７：００
（土・日・祝祭日を除く。）

なお、上記提出書類５．「博士学位論文の公表方法について」の電子データ（Excel ﾌｧｲﾙ）と６．「学位論文全文の電子データ」（PDF ﾌｧｲﾙ）は、学位申請書提出後、次のメールアドレスに件名「博士論文データ」とし、添付ファイルにて教務課大学院掛あて送付願います。

【メールアドレス：ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp】

平成　　年　　月　　日

京都大学大学院工学研究科長

資料　12（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（下記１．２．３．に該当する場合、該当する事項ごとに提出してください。）

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

専攻長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

調 査 委 員 候 補 者 の 推 薦 に つ い て

下記の教員を、論文申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿に係る学位論文の調査委員候補者に**含めたい・追加したい**ので、専攻長会議でご審議いただくようお願い申し上げます。

記

１．**他研究科教授**の場合（併任を含む）

（氏名）	（職名）	（研究科名）	（関連分野名）
＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿

助教の場合

（氏名）	（職名）	（専攻名）	（関連分野名）
＿＿＿＿	助　教	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	助　教	＿＿＿＿	＿＿＿＿

２．工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り**追加する**場合（併任を含む。）

＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿

３．他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り**追加する**場合（資料１２－１も併せて提出）

＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿

推薦理由

……………………………………

……………………………………

……………………………………

……………………………………

調査委員候補予定者（工学研究科）

（氏名）	（職名）	（専攻名）	（関連分野名）
＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿

（＊**他研究科教授の場合**は委嘱期間を記入）　　　＊委嘱依頼先（本務部局等）

＊委嘱期間：平成　　年　　月　　日～平成　　年　　月　　日

（＿＿＿＿＿＿＿＿）

備考　他研究科教授を推薦する場合は、１名に限る。

資料　12-1（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（**調査委員を**他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合にのみ提出）

研　究　歴　書

氏　　名　　京　都　太　郎

生年月日　　昭和　　年　　月　　日

最　終　学　歴

平成　　年　　月　　京都大学大学院工学研究科電気工学専攻〇〇〇〇課程修了

学　　　　　位

平成　　年　　月　　博士（工学）　〇〇大学、第〇〇〇〇〇号

研　　究　　歴

〇平成　　年　　月～平成　　年　　月
　京都大学工学部電気工学教室、〇〇研究室において、同期発電機の動態安定度の監視と制御に関する研究
〇平成　　年　　月～平成　　年　　月
　京都電気株式会社研究部、機器研究室において回転機絶縁の劣化とその劣化予知に関する研究
〇平成　　年　　月～平成　　年　　月
　同社同研究室において、雷サージに対する同期発電機の電位分布、絶縁強度及び同期発電機の衝撃電圧試験法に関する研究
〇平成　　年　　月～平成　　年　　月
　同期発電機の危機定数の測定法並びに継電保護方式に関する研究
〇平成　　年　　月～現在に至る。
　同期発電機のボイド放電の測定法並びにボイド放電による同期発電機の絶縁劣化の予知に関する研究

職　　　　　歴

平成　　年　　月　　　京都電気株式会社入社　研究部機器研究室
平成　　年　　月　　　同社機器研究室第一課長（現職名を記入のこと。）

（別紙　Ｉ）

工教院第　　　　　　　号
平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿研究科長　　殿

工学研究科長
○　○　○　○　㊞

博士学位論文調査委員の委嘱について（依頼）

このことについて、京都大学学位規程第６条第２項に基づき、下記教員を学位論文申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に係る論文調査委員に委嘱いたしたく存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

なお、ご承諾の有無については、別紙の回答書を送付していただくよう、併せてお願いいたします。

記

１．氏名・職名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．専　攻　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３．関連分野名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４．委 嘱 期 間　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日

（別紙　Ⅱ）

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　殿

（公印）

博士学位論文調査委員の委嘱について（回答）

平成　　年　　月　　日付け工教院第　　　　号にて依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

□　承諾します。

□　承諾いたしかねます。

（理由）

資料　13

博士学位論文審査出願手続きについて

京都大学大学院工学研究科

提出書類と部数**（郵便・学内便での受付は行っておりません。）**

（課程博士）

①　学位論文審査願（所定の用紙）……………………………………１通
②　学　位　論　文…………………………………………………４冊
③　論　文　目　録（様式３）………………………………………２通
④　履　　歴　　書（様式４）………………………………………４通
⑤　博士学位論文の公表方法について（様式2）………………………１通（紙媒体）
及び電子データ１個（Excel ﾌｧｲﾙ）
電子データのファイル名は、「課・申請者の氏名・公表」として提出してください。
⑥　学位論文全文の電子データ…………………………………１個（PDF ﾌｧｲﾙ）
電子データのファイル名は、「課・申請者の氏名・全文」として提出してください。

（論文博士）

①　学位申請書（所定の用紙）………………………………………１通
②　学　位　論　文…………………………………………………４冊
③　論　文　目　録（様式３）………………………………………２通
④　履　　歴　　書（様式４）………………………………………４通
⑤　博士学位論文の公表方法について（様式2）………………………１通（紙媒体）
及び電子データ１個（Excel ﾌｧｲﾙ）
※ 電子データのファイル名は、「論・申請者の氏名・公表」として提出してください。
⑥　学位論文全文の電子データ…………………………………１個（PDF ﾌｧｲﾙ）
※ 電子データのファイル名は、「論・申請者の氏名・全文」として提出してください。
⑦　論文審査手数料（５万７千円）

◎　上記のほか、学位論文公聴会通知用葉書（資料 17-参考）を申請者の住所・氏名を記入のうえ、学位申請書類と併せて提出してください（論文博士)。

◎　外国人は、英文学位記交付願(参考 6)も併せて提出してください。

注　意　事　項

Ⅰ　課程博士・論文博士共通事項

１．<u>様式について</u>　横書きとし、別紙記載例を参照のこと。なお、様式内に記載されている注意事項は、作成時には様式から削除すること。

２．<u>用紙について</u>
中質又は上質の白紙で日本工業規格Ａ４判（片面）を用いること。記載事項が２頁にわたる場合は、２枚とすること。

３．<u>記入方法等について</u>
（１）ボールペン・ワープロ又はタイプ印刷等の、永久保存に耐え得るものとする。この場合、左側に綴じ込み幅として約２cm あけるように記入し、捺印箇所は各々朱肉を用いること（スタンプ印は不可)。また、印鑑は各書類とも同一のものであること。
（２）誤字・脱字のある場合は補正のうえ、当該箇所に捺印すること。
補正の著しい場合には、あらためて作成すること。

４．<u>外国人の所定の用紙、様式への氏名の記入について</u>

（１）漢字圏内の外国人の氏名は漢字で記入すること。
（２）外国人の氏名のふりがなはカタカナで記入すること。
（３）氏名がアルファベットの申請者は、氏名の姓名の順・大文字・小文字等を含め全ての書類で一致した氏名を記入すること。
（４）提出書類の氏名表記が、学位記の氏名表記になります。

Ⅱ　学　位　論　文

学位論文は製本のうえ、表紙及び背表紙に論文題目、氏名を必ず記載すること。ただし、年号の記載は自由であるが、**月日や所属・職名などは一切記載しないこと。**（製本の体裁は、図書館における閲覧・永年保存等を考慮された書類としての仕上りであること。）また、題目等の記載目的でビニール製テープ類の貼付や金属類（錆びない材質は可）の使用は避けること。

Ⅲ　論　文　目　録

主論文

１．題目について

（１）題目（副題を含む）は、提出論文のとおり記載すること。
英文の場合の、大文字・小文字、イタリック等も一致していること。
また、審査願提出後の論文題目（英文の場合の和訳題目を含む）の変更には応じられないので注意すること。
（２）外国語の場合は、題目の下にその和訳を（　）を付して併記すること。
（３）題目を異にする数個の論文を、まとめて１編の学位論文としたものは、その総合題目を記載し、個々の題目は記載しないこと。
（４）ある主題のもとに発表した数個の論文で、それぞれ当該論文に一連番号（例えば「第〇報」あるいは「第〇部」等）が付されているものを学位論文としたものにあっては、その一連番号は記載しないこと。

２．発表の方法・時期について

（１）発表は、単行の書籍又は学術雑誌等の公刊物（以下「発表誌」という。）に登載して行うものであること。
（２）発表誌は、学術資料として大学その他の学術機関において保存され、随時閲覧し得るものであること。
（３）学位論文を編・章等その構成上の区分により、あるいは内容上研究事項別に分割発表することができること。
（４）論文全編をまとめて発表したものについては、その発表年月日、発表誌名（雑誌の場合は巻・号）又は発行所名等を記載すること。
また、編・章等の区分により発表したものについては、それぞれの区分ごとに発表の方法・時期を記載すること。
（５）学位論文（編・章等）とは別の題目で発表した論文をもって発表したものとする場合については、その題目を（　）を付して併記すること。
（６）未発表のものについては、その発表の方法、時期の予定を記載すること。
申請時において予定が定まっていない場合は「未定」とすること。

３．冊数について

（１）学位論文１通についての冊数を記載すること（一般的には「１冊」となる）。
（２）附図等を別冊として添付している場合は、その別冊を加えた冊数とすること。ただし、冊子としていない附図等を添付した場合は、「〇冊（附図添付）」のように記載すること。

（３）参　考　論　文

①　主論文に準じ、その題目、公表の方法及び時期（予定を含む）並びに冊数を記載すること。

②　共著のものについては、共著者名を付記すること。共著者多数の場合は「○○○○ほか○名共著」のように記載すること。

③　参考論文が２種類以上ある場合は列記すること。その記載順序は任意とする。

④　前記１の(４)に記載した論文を参考論文とした場合は、当該論文の題目に付された一連番号は省略しないこと。

⑤　参考論文がない場合は、なしと記載すること（一般的には「なし」となる)。

Ⅳ　履　　歴　　書

１．本籍地について

都道府県名だけ記載のこと。(外国人の場合は国名)

２．現住所について

（１）学位授与式の通知、その他通信上支障のないようにマンション名・団地名・宿舎名・番号等を省略せずに正確に記載すること。また、郵便番号も記載すること。

（２）外国出張等で長期にわたり海外に在住する予定である場合は、その居住地を記載すること。また、国内連絡先がある場合は、その旨を申請時に申し出ておくこと。

３．氏名について

（１）氏名には、必ずふりがなを付すこと。(外国人の場合のふりがなはカタカナ)

（２）漢字圏内の外国人についての氏名は漢字で記入し、英字表記も記載すること。

（３）戸籍のとおり記載すること。ただし、旧姓使用を希望する者、その他外国人等で氏名についての質問等がある場合は別途申し出ること。

４．学歴について

（１）高等学校卒業後の学歴について、年次を追って記載すること。

（２）入学・進学・休学・復学・退学・卒業・修了その他、在学中における身分上の異動についても漏れなく記載すること。

特に卒業・修了日については、当該大学の教務課に問い合わせるなどして正確に記入のこと。

（３）本学大学院博士後期課程を経た者にあっては、所定の研究指導認定（見込）退学又は所定の研究指導認定退学についても記載すること。

（４）在学中における学校の名称等の変更についても記載すること。

（５）研究生の期間は、研究歴に記載すること。

５．職歴について

（１）常勤の職についてその勤務先、職名等を年次を追って記載すること。

ただし、非常勤の職であっても特に教育・研究に関するものについては、記載することが望ましい。

（２）現職については、当該職について記載した箇所に、「現在に至る」と明示すること。

６．研究歴について

（１）学位申請上、特記すべきものと思われる研究歴について、年次を追って、事項別に記載すること。

（２）学術に関する研究歴として記載する事項は、およそ次のようなものであること。

ａ．研究課題（共同研究を含む）に関するもの
ｂ．研修に関するもの
ｃ．学術調査に関するもの
ｄ．研究発表（著書・論文等）に関するもの
ｅ．学術奨励金に関するもの
ｆ．学会に関するもの
ｇ．その他学位審査の参考となるもの

（３）**学歴又は職歴として記載することが適当なものについては、研究歴の項に重複して記載しないこと（学歴又は職歴に入るものは、研究歴の欄に記載しないこと)。**

７．賞罰について

学位申請上、特記すべきと思われるものを記載すること。

（別紙記載例参照）

Ⅴ．電子データ

１．学位論文の全文データ

(1) ファイル形式：pdf ファイル

① フォントの埋め込み

すべてのフォントを埋め込む設定とすること。（特別なフォントを利用している場合にフォントを埋め込まずに PDF を作成すると文字が欠落する原因となる。）

PDF ファイルに埋め込まれたテキストデータが、表示されている文字と異なっていたり、文字化けしていたりすることがあります。テキストデータが正確でないと、リポジトリの全文検索で表示されない等、本人及び利用者の不利益となりますので、提出前に必ず確認してください。（PDF ファイルのテキストをコピー＆ペーストすることで、埋め込まれたテキストデータの確認が可能です。）

② セキュリティ設定

暗号化、パスワード設定、印刷制限等、セキュリティ設定は行わないこと。

③ ファイルサイズ

１ファイル当たりのサイズは 100MB 以下とすること。

写真や図表によりファイル容量が非常に大きくなる場合際は、PDF の作成設定の「ファイルサイズを縮小」する処理を行うこと。

それでもファイル容量が 100MB 以上になる場合は、1 ファイルを 100MB 以下にして複数ファイルとして作成し、連番を付番すること。

ファイル容量が 100MB 以下の場合は、特別な理由がない限りは、１ファイルとなるよう結合して提出してください。

＜推奨値＞

作成ソフト	Adobe Acrobat
PDF のバージョン	PDF/A（ISO-19005）
フォントの埋め込み	すべてのフォントを埋め込む
セキュリティの設定	セキュリティの設定を行わない
ファイルの容量	1 ファイル当たり 100MB 以下（複数ファイル可）

(2) ファイル名

ファイル名は、以下のとおりとすること。

```
「課・○○○○・全文.pdf」
 ｜｜    ｜  ｜ └固定文字
 ｜｜    ｜  └全角「・」
 ｜｜    └氏名
 ｜└全角「・」
 └課程博士の場合は「課」、論文博士の場合は「論」
```

２．「様式２　博士学位論文の公表方法について」

(1) ファイル形式：Excel ファイル

① 全文公表とするか要約公表とするか、及び公表の時期等については、指導教員（又は論文調査委員）と相談の上、作成すること。

② 全文公表とする場合は、著作権その他の登録・公開に係る支障の無いことを確認したうえで登録・公開する必要がある点、充分注意すること。

(2) ファイル名

ファイル名は、以下のとおりとすること。

```
「課・○○○○・公表.xls(x)」
 ｜｜    ｜  ｜ └固定文字
 ｜｜    ｜  └全角「・」
 ｜｜    └氏名
 ｜└全角「・」
 └課程博士の場合は「課」、論文博士の場合は「論」
```

★『１．学位論文の全文データ』（pdf ファイル）及び『２．「様式２　博士学位論文の公表方法について」』（Excel ファイル）の電子データは、次のメールアドレスに件名「博士論文データ」とし、メールの添付ファイルとして、工学研究科教務課大学院掛あて送付願います。

【メールアドレス：ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp】

なお、「様式２　博士学位論文の公表方法について」の紙媒体（指導教員（又は論文調査委員）が確認されたもの）については、学位申請時に関係書類と併せて提出願います。

様式　１

博士学位申請予定の方へ

京　都　大　学

平成２５年４月１日付けで以下のとおり「学位規則」が一部改正されました。

◎　学位規則（昭和２８年文部省令第９号）

（前略）

第九条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（後略）

※　下線は、改正箇所。

全文は、以下の URL を参照。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

このことにより、平成２５年４月１日以降に博士の学位を授与される方は、印刷公表ではなくインターネット上で当該博士学位論文の全文（又はその内容を要約したもの）を公表する必要があります。

本件への対応として、京都大学では博士学位論文を京都大学学術情報リポジトリ（「ＫＵＲＥＮＡＩ」）上で公表することとしており、学位授与後の貴殿の博士学位論文の公表に関して、下記によりご準備いただきますよう、お願いします。

記

１．以下の書類及びデータを、学位申請時に併せてご提出ください。

Ａ．学位論文の全文データ

1）ファイル形式：pdf ファイル

推奨作成ソフト　　Adobe Acrobat

PDF のバージョン　　PDF/A（ISO-19005）

フォントの埋め込み　　すべてのフォントを埋め込む

セキュリティの設定　　セキュリティの設定を行わない

ファイルの容量　　１ファイル当たり 100MB 以下（複数ファイル可）

①　フォントの埋め込み

すべてのフォントを埋め込む設定としてください。（特別なフォントを利用している場合にフォントを埋め込まずに PDF を作成すると文字が欠落する原因となります。）

PDF ファイルに埋め込まれたテキストデータが、表示されている文字と異なっていたり、文字化けしていたりすることがあります。テキストデータが正

確でないと、リポジトリの全文検索で表示されない等、本人及び利用者の不利益となりますので、提出前に必ず確認してください。(PDF ファイルのテキストをコピー＆ペーストすることで、埋め込まれたテキストデータの確認が可能です。)

② セキュリティ設定

暗号化、パスワード設定、印刷制限等、セキュリティ設定は行わないでください。

③ ファイルサイズ

１ファイル当たりのサイズは 100MB 以下としてください。

写真や図表を多用した論文ではファイルの容量が非常に大きくなる場合があります。その際は、PDF の作成設定の「ファイルサイズを縮小」する処理を行ってください。それでもファイル容量が 100MB 以上になる場合は、1 ファイルを 100MB 以下にして複数ファイルとしてし、連番を付番してください。

ファイル容量が 100MB 以下の場合は、特別な理由がない限りは、１ファイルとなるよう結合して提出してください。

2) ファイル名

ファイル名は、以下のとおりとしてください。

```
「課・○○○○・全文.pdf」
 | |     |   |  └固定文字
 | |     |   └全角「・」
 | |     └氏名（ABC で同一。漢字・アルファベット可）
 | └全角「・」
 └課程博士の場合は「課」、論文博士の場合は「論」
```

3) 博士学位論文を紙媒体でしかお持ちでない場合は、提出の際にその旨申し出てください。

B．「様式２ 博士学位論文の公表方法について」

1) 全文公表とするか要約公表とするか、及び公表の時期等については、指導教員（又は論文調査委員）とご相談の上、ご作成ください。

2) 全文を公表される場合は、著作権その他の登録・公開に係る支障の無いことを確認したうえで登録・公開する必要がある点、充分ご注意ください。

3) 本資料については、紙媒体（指導教員（又は論文調査委員）が確認されたもの）と併せて、データ（指導教員（又は論文調査委員）の確認は不要）をご提出ください。

4) ファイル名

ファイル名は、以下のとおりとしてください。

```
「課・○○○○・公表.xls(x)」
 | |     |   |  └固定文字
 | |     |   └全角「・」
 | |     └氏名（ABC で同一。漢字・アルファベット可）
 | └全角「・」
 └課程博士の場合は「課」、論文博士の場合は「論」
```

C．学位論文の要約データ ← ※ B．において、要約公表を選択した場合のみ必要。

工学研究科は、論文調査委員から提出された「論文内容の要旨」を学位論文の要約に代用しますので、学位申請される方からの提出は不要です。

以上、ご提出いただく資料をまとめると、以下のとおりとなります。

Ａ．学位論文全文のデータ（pdf ファイル）

Ｂ．「様式２博士学位論文の公表方法について」　（記入後印刷したもの）

〃　（Excel ファイル）

Ｃ．学位論文の要約データ（pdf ファイル）

※　ただし、Ｃ．は要約公表を申請する場合のみ必要。（工学研究科は提出不要）

★Ａ(pdf ファイル)及びＢ(Excel ファイル)の電子データは、次のメールアドレスに件名「博士論文データ」とし、メールの添付ファイルとして、工学研究科教務課大学院掛あて送付願います。

【メールアドレス：ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp】

なお、Ｂの紙媒体（指導教員（又は論文調査委員）が確認されたもの）については、学位申請時に関係書類と併せて提出願います。

２．本件に係る処理の流れは、以下のとおりです。

1. 学位取得予定者から工学研究科へＡ～Ｂを提出。
2. 研究科において、要約公表の可否及び要約内容の適切性を審査。
3. 2.の審査結果により、要約データの作成又は修正。
4. 学務部教務企画課へＡ～Ｃを提出。
5. 学務部教務企画課から附属図書館へＡＣを提出。併せて、Ｂのデータ中、リポジトリに掲載する情報を提出。

Example
Form 1

To candidates intending to present doctoral thesis for defense

Kyoto University

The Degree Regulations were partially revised as of April 1, 2013, as follows.

◎ Degree Regulations (Ministry of Education, Science and Culture Order No. 9, 1953)

[...]

Article 9 Those upon whom a doctoral degree is conferred shall publish the full text related to conferment of said degree within one year of the date of conferment of said doctoral degree. However, this does not apply when publication occurs prior to conferment of said doctoral degree.

2 Regardless of the previous clause, in unavoidable circumstances, with the permission of the university or incorporated administrative agency university evaluation or degree awarding body, the person upon whom the doctoral degree is conferred may publish an abstract of the content of the thesis in place of the full text related to conferment of said doctoral degree. In this case, the university or incorporated administrative agency university evaluation or degree awarding body shall make the full text of the thesis available for viewing if requested.

3 With the cooperation of the university or incorporated administrative agency university evaluation or degree awarding body that conferred said doctoral degree, those upon whom a doctoral degree is conferred shall use the Internet to publish, according to the provisions of the previous two clauses.

[...]

※ Parts that have been changed are underlined.

See the URL below for the full text.

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

Accordingly, those upon whom a doctoral degree was conferred after April 1, 2013 need to publish the full text (or an abstract of the content) of said doctoral thesis on the Internet rather than in print.

In response to this issue, Kyoto University publishes doctoral thesis in the Kyoto University Research Information Repository (KURENAI), and we thus request your cooperation in preparing your doctoral thesis for publication after degree conferment in the following way.

1. Please submit the following documents and data at the time of applying for thesis defense.

A. Full text of degree thesis

1) File format: PDF

Recommended software: Adobe Acrobat

PDF version: PDF/A (ISO-19005)

Font embedding: Embed all fonts

Security settings: Do not set security settings

File size: Each file 100MB or less (multiple files possible)

(1) Font embedding

Please set to embed all fonts. (If special fonts are used and not embedded, this can cause loss of text when the PDF is created.)

Please be sure to check the text of the PDF file before submission.

If the text in the PDF is not accurate, for example if characters are garbled or not displayed correctly, it is possible that the document will not appear in full- text searches of the repository, which will be detrimental to both the author and users.

(It is possible to confirm that the text data of a PDF file is correct by copying and pasting the text.)

(2) Security settings

Please do not use security settings such as encryption, password, limitations on printing, etc.

(3) File size

File size for each file should be 100MB or less.

File sizes can become extremely large if the thesis has a lot of photos, charts and diagrams. In such cases, please take measures to "reduce file size" when creating the PDF. If the file size is still over 100MB, create multiple, consecutively numbered files, with each file 100MB or less. If the file size is 100MB or less, please submit it as a single file (unless there is a particular reason that it must be submitted as multiple files)

2) File name

Please set the file name as follows.

```
"課・XXXX・全文.pdf"
 │ │   │    │   └ Fixed text ("全文" means "full text".)
 │ │   │    └double-byte "・"
 │ │   └Name (Be consistent. May be written in either kanji or alphabet.)
 │ └double-byte "・"
 └For doctorate by coursework, write "課", and for doctorate by thesis only, write "論".
```

3) If the doctoral thesis is only available in printed format, please indicate this at the time of submission.

B. "Form 2: Methods of publication of doctoral thesis"

1) Please complete this form after consultation with your supervisor (or Thesis Advisory Committee) on whether to publish the full text or abstract, and the timing of publication.

2) If the full text is to be published, please make completely sure that there are no barriers to registration or making the thesis public, such as copyright issues, before going ahead with registration/publication.

3) Please submit these materials in printed form (with the approval of your supervisor (or Thesis Advisory Committee)) and also in electronic form (the approval of your supervisor (or Thesis Advisory Committee) is not required).

4) File name

Please set the file name as follows.

```
"課・XXXX・公表.pdf"
 │ │   │    │   └ Fixed text ("公表" means "publication".)
 │ │   │    └double-byte "・"
 │ │   └Name (Be consistent. May be written in either kanji or alphabet.)
 │ └double-byte "・"
 └For doctorate by coursework, write "課", and for doctorate by thesis only, write "論".
```

C. Degree thesis abstract data ← * Only necessary if abstract publication is selected in B.

Graduate School of Engineering uses the point of thesis content, which is submitted from Thesis Advisory Committee, in place of Degree thesis abstract. Accordingly, the Applicant for degrees is not required to submit C. Degree thesis abstract data.

Below is a summary of the materials required for submission.

A. Full text of thesis in electronic form (PDF file)

B. “Form 2: Methods of publication of doctoral thesis” (printed copy of completed form) (Excel file)

C. Abstract of thesis in electronic form (PDF file)

* Note that C. is only required if abstract-only publication is requested. （In Graduate School of Engineering, the Applicant for degrees is not required to submit C. Degree thesis abstract data.）

★ Please e-mail Graduate Student Section, Educational Affairs Division, Graduate School of Engineering at the following address, fill in the subject line “doctoral thesis data” , send an electronic form(PDF file) of A and an electronic form(Excel file) of B as an attached file.

【E-Mail：ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp】

Also, please submit B in printed form (with the approval of your supervisor (or Thesis Advisory Committee) in conjunction with relative documents at the time of apply for degrees.

2. The process of publication is as follows.

1. The doctoral candidate submits items A-C to the Graduate School of XX.
2. Permission for abstract-only publication and abstract appropriateness is evaluated within the Graduate School.
3. The abstract is written or revised in accordance with the decision made in 2.
4. Items A-C are submitted to the Education Affairs Division Academic Planning Department.
5. A and C are submitted by the Education Affairs Division Academic Planning Department to the affiliated library. Information is provided on publication in the repository according to the data provided in B.

別添のEXCEL形式を使用してください。
※　赤字の箇所について、本紙を参考に入力してください。

様式2　入力例

「2014/02/01」(半角)の形式で入力してください。
自動で和暦に変換します。

提出日：　平成26年2月1日

博士学位論文の公表方法について

工学研究科長殿

学位規則第９条及び京都大学学位規程第１４条に定める博士学位論文の公表について、以下のとおり申請し、京都大学学術情報リポジトリKURENAIに登録してインターネット公表することに合意します。
当該博士学位論文（全文または要約）をインターネット公表することによって、申請者の他に帰属する著作権等の権利を侵害することはありません。

※以下の太枠内を記入してください。エクセルの形式は変更しないでください。

	【記入欄】		【記入上の注意】
学生番号 （課程博士のみ）	9999999999　←　半角数字10桁		半角数字10桁、ハイフンは不要です。
氏　　名	○○　○○		
研究科名・専攻名	工学研究科	○○専攻	
※　課程博士・論文博士の別	課程博士　←　プルダウンリストから選択		プルダウンリストから選択してください。
電話番号	090-9999-9999　←　半角数字		授与後も連絡のつく電話番号を記入してください。
メールアドレス	*******@*****.****.**.**		授与後も連絡のつくﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽを記入してください。
※　論文題目	○○○○○○○○○○○○○○○○		
※　キーワード	○○○○○○○		（注）全体の内容が推測できるよう、適切なキーワードを選定し、入力してください。論文と同一の言語により、5件程度を目安とします。
	○○○○○○○		
	○○○○○○○		
	○○○○○○○		
	○○○○○○○		
※　全文公表・要約公表の別	全文公表　または　要約公表 ↑　プルダウンリストから選択		プルダウンリストから選択してください。 （注）学位授与日から１年以内に全文の公表が可能である場合は、要約を作成する必要はありません。１年後でも全文の公表が困難であると見込まれる場合のみ、要約公表を選択してください。
公表開始可能日	指定日から公表可　←　プルダウンリストから選択		プルダウンリストから選択してください。 ※要約公表の場合でも入力してください。
	※「指定日から公表可」を選択した場合、日付を以下に記入してください。		
	平成26年7月1日　から		「ｙｙｙｙ/mm/ｄｄ」の形式で入力してください。 ※授与日から1年以内にしてください。
《要約公表を選択した場合》 要約公表とする理由 （複数選択可）	②　著作権や個人情報等に係る制約がある。		プルダウンリストから選択してください。 ※複数選択可
	⑤　その他、特にインターネット公表ができない内容を含むこと又はインターネット公表により生じる不利益がある。		
	※⑤を選択した場合、以下に理由を具体的に記入してください		
	○○○○○○○○○○○○○○○○		

「2014/07/01」（半角）の形式で入力してください。
自動で和暦に変換します。

⑤を選択した場合の理由は、本欄に入力してください。

≪要約公表を選択した場合≫ 要約公表とする期間（＝全文公表に切り替えるまでの期間）	指定日に全文に切り替え	プルダウンリストから選択してください。
	※「未定」または「無期限」を選択した場合、以下にその理由を具体的に記入してください。	
	※「指定日に全文に切り替え」を選択した場合、以下に日付を記入してください。	
	平成26年12月1日　　　に全文に切り替え	「ｙｙｙｙ/mm/ｄｄ」の形式で入力してください。
上記公表許諾要件以外の要件		
※　著作権等	○○○○○○○○○○○○○○○○	リポジトリ登録条件として、出版社等から著作権や出典、利用制限等の学位論文への表示を求められている場合は、その表示内容を記入してください。 ※「博士学位論文リポジトリ登録に際しての留意事項」Ⅲ．Ｂ．２．参照

「2014/12/01」(半角)の形式で入力してください。
自動で和暦に変換します。

【記入上の注意事項】
1）本紙は、指導教員（又は論文調査委員）とご相談の上、ご作成ください。また、指導教員（又は論文調査委員）ご確認の後、下の欄に自筆署名及び押印をもらってください。
2）※の項目については、インターネット公表の際、当該論文に関する情報として併せて公表されます。
3）この公表によって、当該論文の著作権が附属図書館に移転することはありません。

指導教員（又は論文調査委員）確認欄　（※　研究科選択項目）

氏　　名：　　　　　　　　　　　　印

【本紙の提出先】

Please use the attached form(Excel file)
.* Refer to this forum to complete the sections in red.

Form No. 2 Example

Date of submission: 2014/2/1

Methods of publication of doctoral thesis

The Dean of the Graduate School of Engineering

In accordance with Article 9 of the Degree Regulations and Article 14 of the Kyoto University Degree Regulations concerning open access to doctoral theses, I agree to apply as follows and to register in the Kyoto University Research Information Repository (KURENAI) and allow open access Internet publication.
The rights of the applicant, including copyright, are not infringed by making said doctoral thesis (full text or abstract) publicly available on the Internet.

* Please complete the section outlined in bold below. Please do not change the Excel format.

	Entry column		Notes
Student number (doctorate by coursework only)	9999999999 ← 10-digit half-width numbers		10-digit half-width numbers, no hyphen necessary
Name	○○ ○○		
Name of graduate school and department	Graduate School of Engineering	XX Department	
* Doctorate by coursework or doctorate by thesis only	Doctorate by coursework ← Select from drop-down list.		Please select from drop-down list.
Phone number	090-9999-9999 ← Half-width numbers		Please indicate a telephone number that can be used after degree conferment.
E-mail address	*******@*****.****.**.**		Please indicate an e-mail address that can be used after degree conferment.
* Thesis title	○○○○○○○○○○○○○○○○		
* Keywords	○○○○○○○		Note: Please choose appropriate keywords that facilitate prediction of the content of the whole text. Aim for about 5 terms in the same language as the thesis.
	○○○○○○○		
	○○○○○○○		
	○○○○○○○		
	○○○○○○○		
* Open access to full text or publication of abstract only	Publication of full text or Publication of abstract ↑ Select from drop-down list		Please select from drop-down list. Note: It is not necessary to prepare an abstract if open access to whole text is possible within 1 year of date of degree conferment. Please select publication of abstract only if it is foreseen that there will be difficulties making the full text available after a year.
Date from which publication is permitted	Date from which publication is permitted ↑ Select from drop-down list		Please select from drop-down list. *Please select even in the case of abstract publication.
	* If "open access permitted from specified date" is selected, please write the date below.		
	From: 2014/7/1		Please input using the format yyyy/mm/dd. *Date within 1 year of date of degree conferment.

If publication of abstract is selected: Reason for selecting publication of abstract (multiple answers possible)	(2) Restrictions due to copyright, personal information, etc.	Please select from drop-down list. * Multiple answers are possible.
	(5) Includes other content that cannot be made publicly available on the Internet, or that could be detrimental if made public on the Internet	
	↑ Select from drop-down list	
	* If (5) is selected, please give a detailed explanation below.	
	○○○○○○○○○○○○○○○○	
If publication of abstract is selected: Period of publication of abstract (= period until switch to making full text available)	Switch to full text on specified date.	Please select from drop-down list.
	* If "to be determined" or "indefinite" are selected, please give a detailed explanation below.	
	* If "switch to full text form on specified date" is selected, please insert the date below.	
	Switch to full text on: 2014/12/1	Please input using the format yyyy/mm/dd.
Conditions of consent to publish except for the above conditions		
Copyright etc.		Please provide details if you are required by the publisher to acknowledge the copyright, source, restrictions of use, or other details as a condition for registration in the repository. ※Please append such information as a separate page in the PDF data ofthe thesis. ※Reference: "Terms and Conditions for Doctoral Thesis Registration in the Repository "Section Ⅲ. B. 2.

Notes for completion
1) Please complete this form in consultation with your supervisor (or Thesis Advisory Committee). Your supervisor (or Thesis Advisory Committee members) should sign and affix their seal to this form in the space below after confirming its content.
2) Information given in the items marked * will be made publicly available as information related to the thesis when open access on the Internet is provided.
3) Copyright of the thesis does not transfer to the affiliated library by making it publicly available in this way.

Supervisor (or thesis advisory committee) approval (* optional for graduate schools)

Name: Seal

This form should be submitted to:
Graduate School of XX Advisor XX
(Tel: E-mail:)

様式　３（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（朱書箇所消去後の体裁を整えること。）

論　　文　　目　　録

主　論　文

１．題　　　　　　目　　〇〇〇〇〇〇〇
（外国語の場合は日本語訳を付記する。提出論文の題目と一致していること。）

２．公表の方法・時期

第〇編第〇章　　〇〇〇〇〇〇〇
↑（外国語の場合は日本語訳を（　）を付して記載する。）
〇〇年〇月発行　←（発行月まで記載する）
〇〇〇〇〇（学術雑誌名等）第〇巻第〇号〇〇～〇〇頁に掲載
※（〇〇〇〇における〇〇〇の研究）
↑
（論文目次の題目と公表題目とが異なる場合は、その題目（公表題目）に※印をつけ、（　）を付して記載する。外国語の場合のこの箇所の日本語訳は不要）

（上記例の順番になるよう記載すること）

他の部分の公表の方法・時期は未定
↑
（一部未発表の部分がある場合、予定が定まっていない場合は必ず記入すること）

３．冊　　　　　　数　　１冊　←（一般的には「１冊」となる）

参　考　論　文
な　　　し　←（一般的には「なし」となる）

平成　　年　　月　　日　←（提出日を記載）

学位授与申請者

氏　　名

様式　４（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（朱書箇所消去後の体裁を整えること。）

（提出日を記載）→平成○年○月○日

履　　　歴　　　書

本　籍　地　　○○○○←（都道府県名のみ記載。外国人は国名）
現　住　所　（〒　－　）○○県△△市□□町○丁目○号○○マンション○棟○号室

（外国人のふりがなはカタカナで記入）↓

（漢字圏内の外国人は漢字で記入し、英字表記も併記）→　氏（ふりがな）名

○年○月○日生
↑
（外国人の生年月日は西暦で記入）

学　　　歴

平成○年○月○日　　○○高等学校卒業（旧制の卒業生は中学校卒業から）
平成○年○月○日　　○○大学○○学部○○学科入学
平成○年○月○日　　同　上　卒　業（学部卒業日を確認すること。様式集別表参照）
平成○年○月○日　　○○大学大学院工学研究科○○専攻修士課程入学
平成○年○月○日　　同　上　修　了（修士課程修了日を確認すること。様式集別表参照）
平成○年○月○日　　○○大学大学院工学研究科 ○○専攻博士後期課程進学 ／ ○○専攻博士後期課程編入学
平成○年○月○日　　同課程所定の研究指導認定見込（年度により日付は異なるので注意）
（又は、同課程所定の研究指導認定退学）
（昭和 51 年 4 月以前に博士課程に入進学した者は「単位修得退学」）

職　　　歴

平成○年○月○日　　○○○△△に採用（採用、配置換、退職等月日順に記載すること。）
平成○年○月○日　　○○○△△に□□（現在に至る）

研　究　歴

平成○年○月○日　　○○○○において○○○研究に従事。（平成○年○月○日まで）
平成○年○月○日　　○○○○研究員として○○○研究に従事。（平成○年○月○日まで）
（学振、研究生及びＲＡは研究歴欄に記入すること。**学歴又は職歴に入るもの（大学在学時や職場で従事した研究）は、研究歴の欄に記載しないこと**）

賞　　　罰

な　　　し

（注）学歴・職歴・研究歴・賞罰の年月日は順を追って、正確に、詰めて記入すること。
また、該当事項のない場合は「なし」と記入すること。

資料　14－①（朱書箇所、ページ数は消去すること。）（課程博士用）

（提出日を記載）→　平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　殿

工学研究科博士後期課程　○○○○○専攻　平成○○年　進学・編入学

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（記名押印は自筆署名をもってかえることができる。）

学 位 論 文 審 査 願

このたび博士（工学）の学位を受けたく学位論文４冊、論文目録２通、履歴書４通を提出いたしますので審査くださるようお願いいたします。

博士課程教育リーディングプログラム修了予定者は、備考にプログラム名を記入してください。

備　考：(例)グローバル生存学大学院連携プログラム

資料　14ー②（朱書箇所、ページ数は消去すること。）（論文博士用）

（提出日を記載）→　平成　　年　　月　　日

京 都 大 学 総 長　　殿

現住所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（記名押印は自筆署名をもってかえることができる。）

学　　位　　申　　請　　書

このたび博士（工学）の学位を受けたく学位論文４冊、論文目録２通、履歴書４通及び学位論文審査料５７，０００円を添えて、申請いたします。

資料 14ー③（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（郵便事情等により申請時までに得難い場合は、申請後の提出でも可）

博士学位論文にかかる共著論文等の使用承諾書

京都大学大学院工学研究科長
殿

下記②の申請者（以下「甲」という。）の学位審査請求論文（京都大学博士(工学)）におきまして，下記①の共著論文（資料，作品等を含む。）の内容が 甲 の主たる寄与によるものと認め，当該学位論文の一部として使用することを，以下の前提のもと共著者・所属長（以下「乙」という。）として承諾します。

A．共著者全員の承諾が得られるまでは，本承諾書は効力を有しない。

B．所属長としての承諾は，資料，作品等の著作権又は所有権が所属先に帰属するものである場合において，共著者全員の承諾に代えて行うものである。

記

①承諾の対象となる共著論文（資料，作品等を含む。）

・題目　：

・著者（全員）　：

・掲載論文誌，会議録等　：

・使用頁　：　全頁　/　p.　～ p.　/　その他（　）
（具体的に記すこと）

・掲載（発表）年月日　：

②上記①の論文等の主たる寄与者たる博士学位論文申請者　（甲）

・博士学位論文申請者：

・同申請者の申請時の所属：

・学位審査請求論文題目：
（英文の場合は和訳も記すこと）

承諾者　（共著者　・　所属長）　（乙）

・署名　：　印（サイン）

・所属　：

・住所　：〒
・電話 ／ Fax：
・E-mail address　：
・権限　：　共著者　・　所属長　（いずれか一方に○を記すこと）

・承　諾　日　：　年　月　日

資料 15（朱書箇所、ページ数は消去すること。）
（代議員会での調査委員選定後に委員を新たに追加する場合に提出）

平成　　年　　月　　日

工 学 研 究 科 長　　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

専攻長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

調 査 委 員 の 追 加 に つ い て

下記の教員を、論文申請者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に係る学位論文の調査委員に追加したいので、代議員会でご審議いただくようお願い申し上げます。

記

工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り追加する場合（併任を含む。）

（氏名）	（職名）	（専攻名）	（関連分野名）
＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿

他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り追加する場合（資料 12-1 も併せて提出）

＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿

追加理由

…………………………………………

…………………………………………

…………………………………………

…………………………………………

現調査委員

（氏名）	（職名）	（専攻名）	（関連分野名）
＿＿＿＿	教　授	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿
＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿	＿＿＿＿

資料　16

平成　　年　　月　　日

（主査氏名）　　調査委員　殿

工学部等教務課大学院掛

当月の研究科会議代議員会において、申請者＿＿＿＿氏の調査委員（主査）に選出されました。該当の学位論文を送付いたしますので、学位審査を附議される研究科会議代議員会の２週間前までに「２．博士学位論文調査報告書」の書類及び文書データをご提出願います。

なお、学位論文は、研究科会議代議員会前の 1 週間、４カ所に設置された閲覧場所に置くため、上記の調査報告書と同時にご返却願います。

記

＜書類の提出＞

１．学位論文公聴会の開催について・・・開催通知は土日祝を除き開催日の６日前までに提出
（博士学位論文の取扱いについて(WORD 版)様式集　資料 17）

２．博士学位論文調査報告書・・・・・・片面印刷（Ａ４判４枚：頁番号不要）でお願いします。
（博士学位論文の取扱いについて(WORD 版)様式集　資料 18）

３．博士後期課程研究指導認定報告書・・学位申請者が博士後期課程在籍中の場合のみ
（博士学位論文の取扱いについて(WORD 版)様式集　資料 19）
（修了日付けで作成し、修了日までに専攻事務室に提出してください。）

＜文書データの提出＞

○　上記「２．博士学位論文調査報告書」の文書データ（Word 形式：ホームページ掲載用）
送付先のメールアドレスは、ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp

平成　　年　　月　　日

（副査氏名）　　調査委員　殿

工学部等教務課大学院掛

当月の研究科会議において、申請者＿＿＿＿＿＿＿氏の調査委員に選出されましたので、該当の学位論文を送付いたします。

なお、学位論文は、研究科会議代議員会前の 1 週間、４カ所に設置された閲覧場所に置くため、調査報告が附議される研究科会議代議員会の２週間前までにご返却願います。

資料　17

<u>学位論文公聴会の開催について</u>

平成　　年　　月　　日

工　学　研　究　科　長　殿

調査委員（主査）

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

下記のとおり公聴会を開催しますので、よろしくお取り計らい願います。

<u>学　位　論　文　公　聴　会</u>

日　時　：　　　月　　　日（　　）　午前／午後　　　時　　分～　　時　　分

場　所　：　○○キャンパス　○○クラスター○○棟　第○○○室

講演者　：　工学研究科○○○○専攻　←課程博士のみ

＿＿＿＿○　○　○　○＿＿＿＿

論文題目　：

（参考）

平成　　年　　月　　日

博士学位申請者　殿

京都大学大学院工学研究科

学位論文公聴会について（通知）

　標記のことについて、あなたが先に提出された学位論文に関し、下記により公聴会を開催しますので、来学のうえ講演されるよう通知します。

記

日　時
　平成　　年　　月　　日（　　）
　午前・午後　　時　　分から
　午前・午後　　時　　分まで

場　所
　○○キャンパス　○○クラスター○○棟　第○○○室

（注：課程博士申請者については、この通知を省略いたします。）

資料　18（朱書箇所、ページ数は消去すること。）

博士学位論文調査報告書

論 文 題 目　　（外国語の場合はその和訳を（　）を付して併記すること）

申　請　者　　京　都　太　郎

学　　　歴　　平成○○年４月　　○○大学○○学部○○学科入学
（または大学と同等以上の課程から記載すること）
平成○○年３月　　同上卒業
平成○○年４月　　京都大学大学院工学研究科○○専攻修士課程入学
平成○○年３月　　同上修了
平成○○年４月　　同上博士後期課程進学
平成○○年３月　　同上研究指導認定見込み又は退学

調 査 委 員　　京都大学大学院工学研究科
教　授　　○　○　○　○
京都大学大学院工学研究科
教　授　　○　○　○　○
京都大学大学院工学研究科
教　授　　○　○　○　○

（備　考）博士課程教育リーディングプログラム修了予定者は、備考にプログラム名を記入してください。（例）グローバル生存学大学院連携プログラム

学識確認のための試問の結果

（論文博士のみ必要：課程博士の場合はこの上の行から以下を削除）

氏　　名	京　大　太　郎

（試問の科目・方法・判定）

（科目）	（方　法）	（判　定）	（備　考）
○○○○○○	口　頭	合　格	
○○○○○○	〃	合　格	
○○○○○○	筆　答	合　格	
○○○○○○	〃	合　格	
○○○○○○	〃	合　格	
外国語（英語）	筆　答	合　格	※外国語は学部卒業者のみ課す

（試問の結果の要旨）

上記のとおり、専攻学術（及び外国語）の学力に関する試問の結果、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認した。

平成　　年　　月　　日

試問担当者氏名
○○○○○、○○○○○、○○○○○
○○○○○、○○○○○

（ 続紙 １ ）

京都大学	博士（　　　　　学）	氏名	
論文題目			

（論文内容の要旨）

本論文は、ダイレクト・ドライブ（Ｄ・Ｄ）ロボットの位置制御と力制御に関して新しい制御方法を考案し、制御系の設計法を論じた結果をまとめたものであって、５章からなっている。

第１章は序論であり、・・・・・・・・・・・

注） 論文内容の要旨と論文審査の結果の要旨は１頁を３８字×３６行で作成し、合わせて、３，０００字を標準としてください。
論文内容の要旨を英語で記入する場合は、４００～１，１００words で作成し、審査結果の要旨は日本語５００～２，０００字程度で作成してください。

このテキストボックスは最終的には消去して提出願います

京都大学	博士（　　　　　学）	氏名	

単一自由度のＤ・Ｄロボットについて実験を行い、インピーダンス制御における力の微分のフィードバックは、力の安定化のために有効な手段であることを実証している。

第５章は結論であり、本論文で得られた成果について要約している。

（続紙　２　）

氏　名	京　都　太　郎

（論文審査の結果の要旨）

　本論文は、ロボットの関節の駆動系に減速機を用いないいわゆるダイレクト・ドライブ（Ｄ・Ｄ）ロボットの位置制御と力制御について、実用的制御系設計法の確立を目標に研究した成果についてまとめたものであり、得られた主な成果は次のとおりである。

　１．Ｄ・Ｄロボットにおいては・・・・・・・・

（記述例１）

（課程博士の結句：この括弧書きは消去）

・・・・　　本論文は、　・・・・・・・・・・・・・　、学術上、実際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成　年　月　日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行って、申請者が博士後期課程学位取得基準を満たしていることを確認し、合格と認めた。

（論文博士の結句：この括弧書きは消去）

・・・・　　本論文は、　・・・・・・・・・・・・・　、学術上、実際上寄与するところが少なくない。よって、本論文は博士（工学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成　年　月　日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

（記述例２）

　なお、本論文は、京都大学学位規程第１４条第２項に該当するものと判断し、公表に際しては、(平成○年○月○日までの間）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公開可能日：　　　　　年　　　月　　　日以降

〔注〕

１．（記述例１）を参考に、論文審査の結果の要旨の結句には学位論文の審査についての認定を明記するとともに、試問の結果の要旨を付け加えてください。

２．論文の公表方法について、京都大学学位規程第１４条第２項に該当するものと判断する場合は、（記述例２）を参考に記述してください。

３．論文内容の要旨及び審査結果の要旨は、本学学術情報リポジトリに掲載し、公表します。特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、欄外の「要旨公表可能日」欄に、公表可能とする日付を記入してください。（ただし、学位規則第８条の規定により、猶予期間は学位授与日から３ヶ月以内となります。）

このテキストボックスは最終的には消去して提出願います

〔文書データ作成の注意事項〕

１．文書データの形式

下記のうちのいずれかでお願いします。

○Windows XP / VISTA / 7

Microsoft Word

○リッチテキストファイル形式（rtf形式）

※なお、これらによりがたい場合は、テキストファイル（E-mail に直接入力されている場合を含む）でもかまいません。

２．提出方法

メールの添付ファイルとし、附議する研究科会議代議員会議の２週間前までに教務課大学院掛あて送付願います。

○メールアドレス： ronbun@adm.t.kyoto-u.ac.jp

なお、教務課に提出いただく際には、メールに以下の項目を付けてください。

○申請者氏名 及び 課程博士・論文博士の別

○調査委員代表者氏名

○調査委員代表者のメールアドレス

〈例〉

申請者氏名	○○　○○　（課程博士･論文博士の別）
調査委員代表者氏名	◇◇　◇◇
調査委員代表者メールアドレス	abcde@fghij.kyoto-u.ac.jp

文　書
ファイル

ronbun.doc

３．文書データについての注意事項

外字や特殊文字等、文字化けする可能性のある文字は使用しないでください。

文字ポイントは10.5ポイントを基準とし、半角、1/4角、上付・下付文字を除き、他の大きさの文字は使用しないでください。

資料　19

博 士 後 期 課 程 研 究 指 導 認 定 報 告 書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿専攻

進（入）学年度	氏　　　名	研　　究　　題　　目

上記のとおり研究指導を行ったことを認定します。

平成　　年　　月　　日
（修了日付けで作成）

指 導 教 員　　　　　　　　　　　　㊞

専　攻　長□　　　　　　　　　　　　㊞

１．学　位　規　則

（昭和 28．４．１制定）

第一章　総則

（趣旨）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項から第四項までの規定により大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章　大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第二条　法第六十八条の二第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（短期大学を除く。第十条、第十一条及び第十三条を除き、以下同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第三条　法第六十八条の二第一項の規定による修士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

２　前項の修士の学位の授与は、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四条第三項の規定により前期二年及び後期三年の課程の区分を設けない博士課程に入学し、大学院設置基準第十六条に規定する修士課程の修了要件を満たした者に対しても行うことができる。

（博士の学位授与の要件）

第四条　法第六十八条の二第一項の規定による博士の学位の授与は、大学院を置く大学が、当該大学院の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

２　法第六十八条の二第二項の規定による博士の学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し行うことができる。

（学位論文の審査の協力）

第五条　前二条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たつては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位）

第五条の二　法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、これらは専門職学位とする。

区　　分	学　　位
専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する法科大学院の課程を修了した者に授与する学位	法務博士（専門職）
専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	教職修士（専門職）

（専門職学位の授与の要件）

第五条の三　法第六十八条の二第一項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学院を置く大学が、当該専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

第三章　短期大学が行う学位授与

（短期大学士の学位授与の要件）

第五条の四　法第六十八条の二第三項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大学を卒業した者に対し行うものとする。

第四章　独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第六条　法第六十八条の二第四項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十一条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

一　大学に二年以上在学し六十二単位以上を修得した者

二　専修学校の専門課程を修了した者のうち法第八十二条の十の規定により大学に編入学することができるもの

三　外国において学校教育における十四年の課程を修了した者

四　その他前三号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が別に定める者

２　法第六十八条の二第四項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学評価・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

（学位授与の審査への参画）

第七条　前条の学位の授与の審査に当たつては、大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得るものとする。

第五章　雑則

（論文要旨等の公表）

第八条　大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

３　博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとるする。

（専攻分野の名称）

第十条　大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たつては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位の名称）

第十一条　学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。

（学位授与の報告）

第十二条　大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位規程）

第十三条　大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。

２　独立行政法人大学評価・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関し必要な事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

目次、附則、別記様式（略）

２．京 都 大 学 通 則（抜粋）

（昭和 28．4．7制定）

第3章　大　学　院（抜粋）

第 49 条　修士課程の修了の要件は、同課程に２年以上在学して、研究指導を受け、専攻科目につき 30 単位以上を修得し、かつ、当該研究科の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、同課程に１年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。

２　在学年限は、４年を超えることができない。

第 50 条　博士後期課程の修了の要件は、同課程に 3 年(専門職大学院設置基準(平成 15 年文部科学省令第 16 号)第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年)以上在学して、研究指導を受け、かつ、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

2　（略）

3　前 2 項に規定するもののほか、当該研究科において必要と認めたときは、専攻科目につき当該研究科の定める単位の修得を博士後期課程又は一貫制博士課程の修了の要件に加えることができる。

4　(略)

5　第 1 項､第 2 項及び前項の在学期間については、当該研究科の定めるところにより、優れた研究業績を挙げた者について、それぞれ博士後期課程にあつては 1 年(修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者で、大学院における在学期間が 2 年未満のものにあつては、その在学期間を含めて 3 年)以上の、一貫制博士課程にあつては 3 年(第 39 条第 1 号に該当して入学した者で、修士課程又は専門職学位課程の修了の要件を満たした者にあつては、大学院における 2 年以内の在学期間を含めて 3 年)以上の、医学研究科の博士課程にあ

つては３年以上の在学をもつて足りるものとすることができる。
6　在学年限は、博士後期課程においては６年を、一貫制博士課程においては10年を、医学研究科の博士課程においては８年を超えることができない。
第50条の２　研究科においては、学生に対して、第49条第１項並びに前条第１項、第２項及び第４項の論文の審査及び試験に係る評価の基準をあらかじめ明示するものとする。

第４章　学　位

第54条　学士試験に合格した者には、学士の学位を授与する。
第55条　修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。
2　前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第49条第１項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。
第55条の２　専門職学位課程（法科大学院の課程を除く。）を修了した者には、修士（専門職）の学位を授与する。
2　法科大学院の課程を修了した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。
第56条　博士後期課程を修了した者、一貫制博士課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授与する。
第57条　前条に規定するもののほか、別に定めるところにより博士の学位の授与を申請して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、学識の確認を経た者にも、前条と同様の学位を授与する。
第58条　この章に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

３．京都大学学位規程

（昭和33．1．28制定）

第１条　本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。
2　学士の学位を授与するに当たつては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

総合人間学部　総合人間学
文学部　文学
教育学部　教育学
法学部　法学
経済学部　経済学
理学部　理学
医学部　医学
　　　　人間健康科学
薬学部　薬科学
　　　　薬学
工学部　工学
農学部　農学

3　修士の学位を授与するに当たつては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科　文学
教育学研究科　教育学
法学研究科　法学
経済学研究科　経済学
理学研究科　理学
医学研究科　医科学
　　　　　　人間健康科学
薬学研究科　薬科学
　　　　　　薬学
工学研究科　工学
農学研究科　農学
人間・環境学研究科　人間・環境学
エネルギー科学研究科　エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科　地域研究
情報学研究科　情報学
生命科学研究科　生命科学
地球環境学舎　地球環境学

4　博士の学位を授与するに当たつては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科　文学
教育学研究科　教育学
法学研究科　法学
経済学研究科　経済学
理学研究科　理学
医学研究科　医学
　　　　　　医科学
　　　　　　社会健康医学
薬学研究科　薬科学
　　　　　　薬学
工学研究科　工学
農学研究科　農学
人間・環境学研究科　人間・環境学
エネルギー科学研究科　エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科　地域研究
情報学研究科　情報学
生命科学研究科　生命科学
地球環境学舎　地球環境学

5　修士（専門職）の学位を授与するに当たつては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。

医学研究科　社会健康医学
公共政策教育部　公共政策
経営管理教育部　経営学

第２条　本学大学院の課程（京都大学通則（昭和28年達示第３号。以下「通則」という。）第53条の2の専門職学位課程を除く。）の修了による学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に学位論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。ただし、博士の学位の授与を受けようとするときは、更に履歴書を添えなければならない。

2　通則第55条第2項の規定により修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文及び論文目録を添えて、当該研究科長に提出するものとする。
第３条　前条によらないで博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位申請書に学位論文、論文目録、履歴書及び学位論文審査手数料を添えて、総長に提出するものとする。
2　前項の学位論文審査手数料の額は、京都大学における学生納付金に関する規程(平成16年達示第63号)第7条に定める額とする。
3　受理した学位論文審査手数料は、返還しない。
第４条　第２条の学位論文審査願及び前条の学位申請書を受理したときは、総長又は研究科長は、これを当該教授会又は研究科会議(地球環境学舎にあつては学舎会議。以下同じ。)に付託するものとする。
第５条　学位論文(修士論文又は博士論文)は１編とする。ただし、参考として他の論文を添えることができる。
2　審査のため必要があるときは、教授会又は研究科会議は、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることができる。
第６条　教授会又は研究科会議は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の中から調査委員３名を選定して、論文についての調査及び試験(以下この条において「論文の調査等」という。)を行わせる。
2　前項の規定にかかわらず、教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、2名以内に限り、当該教授会又は研究科会議を構成する教授以外の本学教員をもつて調査委員に充てることができる。ただし、当該研究科(地球環境学舎を含む。以下同じ。)以外の教員は、1名以内に限るものとする。
3　教授会又は研究科会議で必要があると認めたときは、第1項の委員を増し、又は論文の調査等の一部を調査委員以外の本学教員に委嘱することができる。また特に必要があると認めたときは、論文の調査等の一部を他の大学の大学院、研究所等の教員等に委嘱することができる。
4　教授会又は研究科会議で特に必要があると認めたときは、第1項及び第2項に定める調査委員のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を1名以内に限り調査委員に加えることができる。
第７条　第３条の規定により学位を申請した者については、別に、必要な学識の確認のため、試問を行う。
2　試問の方法は、当該研究科の定めるところによる。
第８条　調査委員は、論文の調査及び試験並びに試問が終わつたときは、学位論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を教授会又は研究科会議に文書をもつて報告するものとする。ただし、修士論文の内容の要旨、調査及び試験の結果の要旨は、省略することができる。
第９条　修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位授与の議決は、当該教授会又は研究科会議を構成する教授の３分の２以上が出席して、その３分の２以上が賛成しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず、前項の学位授与の議決には、当該研究科の定めるところにより、准教授を加えることができる。この場合における学位授与の議決は、前項の教授及び当該准教授の３分の２以上が出席して、その３分の２以上が賛成しなければならない。
第10条　教授会又は研究科会議において、学位を授与できるものと議決したときは、当該研究科長は、学位論文及び論文内容の要旨にその審査及び試験の結果の要旨並びに試問の成績を添えて総長に報告しなければならない。ただし、修士、修士(専門職)及び法務博士(専門職)の学位授与に係るものは、別に定める必要事項を記載した資格者の名簿による。
2　教授会又は研究科会議において博士の学位を授与できないものと議決したときは、その旨を報告するものとする。
第11条　修士論文の審査及び試験は、在学期間中に終わるものとする。
3　博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする。ただし、当該研究科において特別の事由があると認めたときは、その期間を1年以内に限り延長することができる。
第12条　総長は、修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位を授与できると認めた者に対し学位記を授与し、学位を授与できない者に対しては、その旨を本人に通知する。
第13条　学位を授与したときは、総長は、学位簿に登録し、博士の学位の授与については、これを文部科学大臣に報告するものとする。
第14条　博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。
２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。
３　前２項の規定による公表は、インターネットの利用による本学が指定する方法により行うものとする。
第15条　修士、博士、修士(専門職)又は法務博士(専門職)の学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該教授会又は研究科会議の議及び教育

研究評議会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。
2　前条の規定に違背したときは、前項の規定によることができる。
3　教授会、研究科会議及び教育研究評議会において、前各項の議決をする場合は、構成員の3分の2以上が出席して、その4分の3以上が同意しなければならない。
第16条　学位記及び学位授与関係書類の様式は、別表のとおりとする。

附則及び別表（略）

４．京都大学大学院工学研究科規程

（昭和28．4．7制定）

第１　専攻
第１条　本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。
社会基盤工学専攻
都市社会工学専攻
都市環境工学専攻
建築学専攻
機械理工学専攻
マイクロエンジニアリング専攻
航空宇宙工学専攻
原子核工学専攻
材料工学専攻
電気工学専攻
電子工学専攻
材料化学専攻
物質エネルギー化学専攻
分子工学専攻
高分子化学専攻
合成・生物化学専攻
化学工学専攻

第２　入学
第２条　入学手続及び入学者選抜方法は、教授会で定める。
２　京都大学通則（以下「通則」という。）第３６条の２第１項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。
第３条　入学者の決定は、教授会で行う。

第３　転学、転科及び転専攻
第４条　通則第４０条第１項の規定により本研究科に転学又は転科を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。
２　本研究科学生で転専攻を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第４　授業、研究指導及び学修方法
第５条　授業科目の授業は、講義、演習及び特別実験（設計計画を含む。）とする。
２　研究指導は、学位論文の作成等について行うものとする。
第６条　授業科目並びにその単位数及び授業時間数は、教授会で定める。
第７条　各学生につき、指導教員を定める。
２　学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。
第８条　通則第４４条第１項の規定により他の研究科等の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導を受けようとする者は、工学研究科長に願い出なければならない。
２　通則第４５条第１項又は第２項の規定により他の大学の大学院の授業科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その授業科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。
３　通則第４５条第３項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。
４　通則第４６条第１項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。
第９条　次の各号に掲げる授業科目、単位数、研究指導及び在学年数は、教授会の議を経て、それぞれ当該課程の修了に必要な授業科目、単位数、研究指導及び在学年数として認定することができる。
(1)　転専攻、転科又は転学前に本学又は他の大学の大学院で履修した授業科目、単位数、研究指導及び在学年数について、それぞれの一部又は全部
(2)　前条により履修した授業科目、単位数及び研究指導
(3)　通則第４６条の２第１項の規定により本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１５条において準用する大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）

第５　授業科目の試験
第１０条　授業科目の試験は、授業が行われた学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第６　学位論文の審査及び課程修了の認定
第１１条　通則第５０条第３項の規定により、博士後期課程においては、教授会の定める科目につき１０単位以上を修得するものとする。

第１２条　修士論文及び博士論文は、教授会で定めた教員の調査の結果に基づいて、教授会で審査する。
第１３条　修士課程及び博士後期課程修了の認定は、教授会で行う。
第１４条　通則第５７条の規定により博士の学位を得ようとする者は、博士論文を提出し、かつ、専攻学術に関し、大学院の博士後期課程を終えた者と同等以上の学識を有することを確認されなければならない。
２　前項の専攻学術に関する学識の確認は、筆答試問又は口答試問により行う。ただし、教授会の議を経て、他の方法によることができる。
３　提出論文の審査は、第１２条の手続による。

第７　外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び特別研究学生

第１５条　外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。
第１６条　通則第６３条第１項又は第２項の規定により特別聴講学生又は特別研究学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

附　則
２　改正後の第１１条の規定は、平成２０年４月１日以降博士後期課程に入学した者から適用し、同日前に同課程に入学した者については、なお従前の例による。

以下附則（略）

５．京都大学大学院工学研究科代議員会内規

（平成１６年４月１日制定）

第１条　京都大学大学院工学研究科（以下「研究科」という。）教授会内規第４条に定める代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、この内規による。
第２条　研究科教授会内規第２条に定める審議事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する代議員会は、工学研究科工学教授会代議員会と称する。
(1) 研究科長候補者の選挙方法に関すること。
(2) 専攻長候補者の選考に関すること。
(3) 附属教育研究施設長候補者の選考に関すること。
(4) 教員候補者の選考に関すること。
(5) 教員の異動等に関すること。
(6) 組織の改廃及び諸規定の制定改廃に関すること。ただし、研究科教授会内規、本内規及び教務事項を除く。
(7) 予算に関すること。
(8) その他管理運営に係る重要な事項。ただし、特に重要と考えられる事項を除く。
２　前項の審議に関し必要な事項は、別に定める。
３　工学研究科工学教授会代議員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
(1) 研究科長
(2) 副研究科長
(3) 専攻長
(4) 研究科教授会内規第２条第３項に定める教授の中から選出された代議員
４　前項第１号から第３号までの者は、前項第４号の代議員を兼ねることはできない。
第３条　教授会内規第３条に定める審議事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する代議員会は、工学研究科会議代議員会と称する。
(1) 入学者の選抜、学生の身分等に関すること。
(2) 学位論文に関すること。
(3) 教務に係る諸規定の制定改廃に関すること。
(4) その他学生の教育等に係る重要な事項。ただし、特に重要と考えられる事項は除く。
２　第１項の審議に関し必要な事項は、別に定める。
３　工学研究科会議代議員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
(1) 前条第３項の工学研究科工学教授会代議員会構成員
(2) 研究科教授会内規第３条第３項第１号に定める協力講座の専任教授（ただし、研究科附属教育研究施設の教授を除く。）の中から選出された代議員
第４条　第２条第３項第４号及び前条第３項第２号の代議員の任期は、２年とし、再任されることができる。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前項の代議員に関し必要な事項は、別に定める。
第５条　代議員会は、第２条第１項及び前条第１項の審議の一部を、専攻長会議に付託することができる。
第６条　研究科長は、代議員会を招集し、その議長となる。
２　代議員会は、毎月第２木曜日に招集することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
３　前項のほか、研究科長は、構成員２名以上の要求がある場合、又は、特に必要と認める場合は、臨時に、代議員会を招集することができる。
第７条　研究科長は、前条の招集に際しては、緊急やむを得ない場合を除き、代議員会開催日の５日前までに、審議する議題を添えて各構成員に通知しなければならない。
第８条　代議員会は、構成員の３分の２以上の出

席がなければ、開催できないものとする。
ただし、出張中の者は、構成員の算定から除くものとする。
第９条　代議員会の議事は、特別の定めのある場合を除き、代議員の出席者の過半数をもって決する。
２　教員候補者の選考に関する事項のうち別段の定めがないものは、即決しないものとする。
３　議長は、第１項の議決に加わるものとする。
第１０条　研究科長は、前条にかかわらず、審議の結果、代議員会の議事について教授会の審議を必要と認めるときは、当該議事を教授会の議事とすることができる。
第１１条　工学研究科工学教授会及び工学研究科会議の構成員は、それぞれの代議員会に出席し、意見を述べることができる。
２　議長が必要と認めたときは、代議員会の構成員以外の者に代議員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
第１２条　議事の要項は、議事録に記録するものとする。
第１３条　代議員会に、必要に応じ、特別委員会を置くことができる。
２　特別委員会の組織・運営その他に関して必要な事項は、代議員会の議を経て、研究科長が定める。
第１４条　教授会代議員会の事務は、工学研究科総務課において処理する。
２　研究科会議代議員会の事務は、工学研究科教務課において処理する。
第１５条　この内規に定めるもののほか、代議員会の運営その他に関し必要な事項は、代議員会の議を経て、研究科長が定める。

附　則　（略）

６．課程博士学位論文審査に関する内規

（平成 18 年 9 月 13 日制定）

（趣旨）
第１条　京都大学学位規程第２条の規定により博士（工学）の学位の授与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の京都大学大学院工学研究科規程第１２条の規定による博士学位論文の審査は、この内規の定めるところによる。
（予備検討願）
第２条　申請者は、博士学位論文の審査の請求に先立ち、予備検討願に所定の書類を添えて、申請者の所属する専攻の専攻長に提出するものとする。
（予備検討委員会）
第３条　専攻長は、前条の予備検討願等の提出があった場合は、当該専攻に予備検討委員会を設置する。
第４条　予備検討委員会は、当該専攻において選定された工学研究科の教授、准教授又は専任講師３名以内で組織する。
２　当該専攻が必要と認めたときは、前項の委員に工学研究科の助教（博士学位を有する者に限る。）又は工学研究科以外の教授、准教授若しくは専任講師を含めることができる。
３　当該専攻が必要と認めたときは、工学研究科の教授、准教授、専任講師又は助教（博士学位を有する者に限る。）１名に限り、第１項の委員に加えることができる。
４　予備検討委員会は、第１項の規定による委員のうちから、代表委員１名を選出する。
５　専攻長は、代表委員及び委員の氏名を工学研究科長に報告するものとする。
第５条　予備検討委員会は、第２条に定める書類の検討及び申請者に対する試問により、申請者が博士後期課程学位取得基準を満たし、論文内容が博士学位論文の審査の請求に値するか否かを判断する。
２　予備検討委員会は、申請者に対し、論文の完成について必要に応じて、助言する。
第６条　代表委員は、前条の予備検討の結果を申請者に通知するとともに、当該専攻を経て、工学研究科長に文書により報告するものとする。
（論文調査委員及び主査の推薦）
第７条　第５条の予備検討の結果、論文内容が博士学位論文の審査の請求に値すると認められた場合は、代表委員は、当該専攻を経て、工学研究科会議を構成する教授のうちから論文調査委員候補者（以下「候補者」という。）３名を工学研究科長に推薦するものとする。
２　代表委員は、前項の候補者３名のうちから主査１名を工学研究科長に推薦するものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、予備検討委員会が必要と認めたときは、第１項の候補者３名のうち２名以内に限り、工学研究科会議を構成する教授以外の本学教員（教授、准教授、専任講師及び助教（博士学位を有する者に限る）をいう。）を推薦することができる。ただし、工学研究科以外の教員については、本学大学院他研究科に所属する教授１名に限るものとする。
４　予備検討委員会が必要と認めたときは、工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り、第１項の候補者として追加し、推薦することができる。
５　予備検討委員会が特に必要と認めたときは、前各項に定める候補者のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り第１項の候補者として追加し、推薦することができる。
６　前３項の規定により候補者を推薦する場合

（工学研究科の准教授及び専任講師を推薦する場合は除く。）は、専攻長会議の議を経るものとする。

（予備検討委員会の解散等）

第８条　予備検討委員会は、原則として発足後３か月以内に前３条に定める任務を終了し、解散するものとする。ただし、当該専攻が必要と認めたときは、３か月以内に限りこれを延長することができる。

（博士学位論文の審査の請求）

第９条　申請者は、第５条の予備検討の結果、論文内容が博士学位論文の審査の請求に値すると認められた場合は、原則として第６条の通知を受けた日から６か月以内に、所定の手続きを経て、審査の請求を行うものとする。

（予備検討願の再提出）

第１０条　申請者は、第５条の予備検討の結果、論文内容が博士学位論文の審査の請求に値すると認められなかった場合は、原則として１回に限り論文内容を改善し、予備検討の再提出をすることができるものとする。

（論文調査委員会）

第１１条　工学研究科長は、第９条の審査の請求があった場合は、論文の調査、試験及び公聴会の開催を実施するため、論文調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の委員は、第７条の候補者について、工学研究科長の提案に基づき、工学研究科会議代議員会（以下「代議員会」という。）で選定する。

３　前項の規定により、第７条第３項ただし書に定める本学教授又は同条第５項に定める他の大学の大学院、研究所等の教員等が選定された場合は、工学研究科長は、当該教授が所属する部局長又は当該教員等が所属する所属長等に論文調査委員委嘱の依頼を行うものとする。

４　委員会が必要と認めたときは、工学研究科会議を構成する教授を２名以内（第７条第４項の推薦により第２項で選定された教授２名以内を含む。）に限り、代議員会の議を経て、委員会委員として追加することができる。

５　委員会が特に必要と認めたときは、他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内（第７条第５項の推薦により第２項で選定された教員等１名以内を含む。）に限り、代議員会の議を経て、委員会委員として追加することができる。

６　委員会委員に欠員が生じた場合は、委員会が推薦する候補者について、代議員会で選定する。

（博士学位論文の審査）

第１２条　博士学位論文の審査は、当該論文に係る委員会の調査結果に基づき、代議員会で行う。委員会は、論文及び申請者が博士後期課程学位取得基準を満たしているか否かを調査する。

第１３条　委員会は、論文の調査及び試験の結果並びに博士学位論文を、審査を行う代議員会の２週間前までに工学研究科長に報告するものとする。

第１４条　工学研究科長は、工学研究科会議構成員（以下「構成員」という。）が博士学位論文及びその審査書類を閲覧できるよう、閲覧場所を設置する。

２　閲覧期間は、審査を行う代議員会開催前の１週間とする。

第１５条　構成員は、調査結果に関する質問がある場合は、代議員会で委員会委員の説明を求めることができる。

２　委員会委員は、代議員会に出席し、意見を述べることができる。

３　委員会は、代議員会の審査の終了をもって解散する。

（その他）

第１６条　この内規に定めるもののほか、第１条に定める博士学位論文の審査に関し必要な事項は、代議員会で定める。

附　則

１　この内規は、平成１８年１１月１日から施行する。

２　この内規施行日以降に予備検討願を提出した者から適用し、同日前に旧内規による予備検討願を提出した者については、なお従前の例による。

３　次の各号に掲げる内規は、廃止する。

(1)　博士学位論文審査に関する内規（昭和４６年２月１０日制定）

(2)　課程博士学位論文の提出に先立つ予備検討に関する内規（昭和４９年１０月１１日制定）

附　則　（略）

７．論文博士学位論文審査に関する内規

（平成 18 年 9 月 13 日制定）

（趣旨）

第１条　京都大学学位規程第３条の規定により博士（工学）の学位の授与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）の京都大学大学院工学研究科規程第１２条の規定による博士学位論文の審査は、この内規の定めるところによる。

（内見願）

第２条　申請者は、博士学位の授与の申請に先立ち、内見願に所定の書類を添えて、工学研究科長に提出するものとする。

（出願資格）

第３条　前条の出願資格については、出願時における申請者の最終学歴が、修士課程修了者にあってはその修了後３年６か月、学部卒業者にあ

ってはその卒業後６年６か月以上を経た者を有資格者とし、専攻長会議で確認するものとする。
２　昭和２８年文部省告示第５号により文部大臣が指定する者の出願資格については、その要件を満たした日を学部を卒業した日とみなし、前項の学部卒業者の規定を準用する。
３　前２項のほか、出願時における申請者の最終学歴が、短期大学（３年制）の卒業者にあってはその卒業後９年、短期大学（２年制（夜間３年制を含む。））及び高等専門学校卒業者にあってはその卒業後１０年以上を経た者並びにその他の者の出願資格は、専攻長会議で審議するものとする。
（出願資格の審議）
第４条　前条第１項及び第２項の専攻長会議における出願資格の確認並びに同条第３項の専攻長会議における出願資格の審議は、学歴及び当該論文に関する研究歴について行うものとする。
（世話専攻）
第５条　第２条の内見願の提出に基づき、専攻長会議は、当該博士学位論文の草稿の内見に関する世話専攻を定めるものとする。
（内見委員会）
第６条　前条の世話専攻は、当該博士学位論文の草稿の内容に関連する工学研究科の教授、准教授又は専任講師２名以上を選定して、内見委員会を設置する。
２　当該専攻が必要と認めたときは、前項の委員に助教を含めることができる。
３　内見委員会は、代表委員１名を選出する。
４　専攻長は、代表委員及び委員の氏名を工学研究科長に報告するものとする。
第７条　内見委員会は、当該博士学位論文の草稿が博士学位の授与の申請に値するか否かを内見し、代表委員は、その結果を工学研究科長に文書により報告するものとする。
２　工学研究科長は、前項の報告に基づき、内見の結果を申請者に通知する。
（論文調査委員、学力試問委員及び主査の推薦）
第８条　前条の内見の結果、当該博士学位論文の草稿が博士学位の授与の申請に値すると認められた場合は、代表委員は、当該専攻を経て、工学研究科会議を構成する教授のうちから論文調査委員候補者（以下「候補者」という。）３名及び工学研究科の教授、准教授、専任講師及び助教（博士学位を有する者に限る）のうちから学力試問委員２名を工学研究科長に推薦するものとする。
２　代表委員は、前項の候補者３名のうちから、主査１名を工学研究科長に推薦するものとする。
３　第１項の規定にかかわらず、内見委員会が必要と認めたときは、第１項の候補者３名のうち２名以内に限り、工学研究科会議を構成する教授以外の本学教員（教授、准教授、専任講師及び助教（博士学位を有する者に限る）をいう。）を推薦することができる。
　ただし、工学研究科以外の教員については、本学大学院他研究科に所属する教授１名に限るものとする。
４　内見委員会が必要と認めたときは、工学研究科会議を構成する教授を２名以内に限り、第１項の候補者として追加し、推薦することができる。
５　内見委員会が特に必要と認めたときは、前各項に定める候補者のほかに、他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内に限り第１項の候補者として追加し、推薦することができる。
６　第１項の学力試問委員に助教（博士学位を有する者に限る）を推薦する場合又は前３項の規定により候補者を推薦する場合（工学研究科の准教授及び専任講師を推薦する場合は除く。）は、専攻長会議の議を経るものとする。
（内見委員会の解散）
第９条　内見委員会は、前２条に定める任務を終了したとき、解散するものとする。
（博士学位の授与の申請）
第１０条　申請者は、第７条の内見の結果、当該博士学位論文の草稿が博士学位の授与の申請に値すると認められた場合は、原則として第７条第２項の通知を受けた日から６か月以内に、所定の手続きを経て、学位の授与の申請を行うものとする。
（論文調査委員会）
第１１条　工学研究科長は、前条の申請があった場合は、論文の調査、試験及び公聴会の開催を実施するため、論文調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員会の委員は、第８条の候補者について、工学研究科長の提案に基づき、工学研究科会議代議員会（以下「代議員会」という。）で選定する。
３　前項の規定により、第８条第３項ただし書に定める本学教授又は同条第５項に定める他の大学の大学院、研究所等の教員等が選定された場合は、工学研究科長は、当該教授が所属する部局長又は当該教員等が所属する所属長等に論文調査委員委嘱の依頼を行うものとする。
４　委員会が必要と認めたときは、工学研究科会議を構成する教授を２名以内（第８条第４項の推薦により第２項で選定された教授２名以内を含む。）に限り、代議員会の議を経て、委員会委員として追加することができる。
５　委員会が特に必要と認めたときは、他の大学の大学院、研究所等の教員等を１名以内（第８条第５項の推薦により第２項で選定された教員等１名以内を含む。）に限り、代議員会の議を

経て、委員会委員として追加することができる。
６　委員会委員に欠員が生じた場合は、委員会が推薦する候補者について、代議員会で選定する。
（博士学位論文の審査）
第１２条　博士学位論文の審査は、当該論文に係る委員会の調査結果に基づき、代議員会で行う。
第１３条　委員会は、論文の調査及び試験の結果、専攻学術に関する学識確認の成績並びに博士学位論文を、審査を行う代議員会の２週間前までに工学研究科長に報告するものとする。
第１４条　工学研究科長は、工学研究科会議構成員（以下「構成員」という。）が博士学位論文及びその審査書類を閲覧できるよう、閲覧場所を設置する。
２　閲覧期間は、審査を行う代議員会開催前の１週間とする。
第１５条　構成員は、調査結果に関する質問がある場合は、代議員会で委員会委員の説明を求めることができる。
２　委員会委員は、代議員会に出席し、意見を述べることができる。
３　委員会は、代議員会の審査の終了をもって解散する。
（その他）
第１６条　この内規に定めるもののほか、第１条に定める博士学位論文の審査に関し必要な事項は、代議員会で定める。

附　則
１　この内規は、平成１８年１１月１日から施行する。
２　この内規施行日以降に内見願を提出した者から適用し、同日前に旧内規による内見願を提出した者については、なお従前の例による。
３　論文博士申請に先立つ内見に関する内規（平成８年２月８日制定）は、廃止する。

附　則
この内規は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則
この内規は、平成２０年４月１日から施行する。

８．論文博士申請者の専攻学術に関する学識を確認するための内規

（平成 8. 2. 8 制定）

第1条　工学研究科規程第 14 条第２項の専攻学術に関する学識の確認は、当該専攻学術に関し、本学研究科博士後期課程修了者と同等以上の学識を有することを基準とし、当該博士論文申請者の最終学歴に応じて、次の表に定める試問により行うものとする。

（最終学歴）	（実施する試問）
修士課程修了以上	専　門（当該専門学術）
大学卒業以上	専　門（当該専門学術） 外国語（英語）
その他の者	基　礎（数学･物理学･化学） 専　門（当該専門学術） 外国語（英語を含む２か国語）

備考　外国語は、専門分野に必要な他の外国語を加えることができる。

第 2 条　本学工学研究科博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者については、前条の試問を免除することができる。
第 3 条　第１条の試問は、学力試問委員会（以下「委員会」という。）が行うものとする。
２　委員会は、論文調査委員３名及び学力試問委員２名で構成する。
３　内見委員会代表委員から工学研究科長に推薦された学力試問委員は、工学研究科長の提案に基づき、専攻長会議で承認を得るものとする。
４　委員会が必要と認めた場合は、専攻長会議の議を経て、第２項の委員を増すことができる。
５　委員会は、第１条の試問の結果を調査委員会に報告して解散する。

附　則（略）

９．博士後期課程修了要件の在学期間短縮に関する内規

（平成８年２月８日制定）

（趣旨）
第 1 条　通則第５０条第５項の規定による博士後期課程修了の認定は、この内規の定めるところにより行うものとする。
（審査の申出等）
第 2 条　指導教員は、通則第５０条第５項の規定に該当すると見込まれる者（以下「該当見込者」という。）がある場合は、該当見込者に係る次の各号に掲げる書類を添えて、専攻長に申し出るものとする。
(1) 学位論文の予備検討願
(2) 研究説明資料　３部
(3) 論文内容を示す資料　３部
(4) 該当見込者の略歴　１部
(5) 論文リスト　１部
（予備検討委員会の設置）
第 3 条　専攻長は、前条の申出があった場合は、当該専攻に予備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　前項の委員会には、課程博士学位論文審査に関する内規（以下「課程博士内規」という。）第３条の委員を充て、その構成その他は、課程博士内規第４条及び第８条の定めるところによる。

（委員会の任務）
第４条　委員会は、課程博士内規に定める予備検討及び該当見込者が、通則第５０条第５項の「優れた研究業績を挙げた者」に該当するか否かを判断する。
２　委員会は、前項の結果を専攻長に報告するものとする。
（確認の基準等）
第５条　前条の「優れた研究業績を挙げた者」についての基準は、博士の学位申請論文が、当該研究分野全般の現状からみて、通常必要とされる水準を満たしている研究成果であることが明瞭であることとし、その確認は、課程博士内規第５条により行うものとする。
（研究科長への申出）
第６条　専攻長は、委員会の報告により、該当見込者が「優れた研究業績を挙げた者」として、博士後期課程の在学期間短縮の要件を満たしていると認められた場合は、次の各号に掲げる書類を添えて、工学研究科長に申し出るものとする。
(1) 博士後期課程修了要件の在学期間短縮についての説明書（４００字程度）
(2) 該当見込者の略歴
(3) 論文リスト
（専攻長会議への附議）
第７条　工学研究科長は、前条の申出を受けた場合は、在学期間短縮について、専攻長会議に附議するものとする。
（委員会等への報告）
第８条　専攻長は、前条による審議の結果を委員会を通じて該当見込者に通知するものとする。
（学位論文の予備検討結果の報告等に関する課程博士内規の適用）
第９条　第７条の審議の結果、在学期間短縮が承認された場合は、代表委員は、課程博士内規第６条及び第７条の定めるところにより、予備検討結果の報告及び論文調査委員の推薦をするものとし、申請者は、課程博士内規第９条の定めるところにより、学位審査の請求をするものとする。

附　則（略）

10. 工学研究科から地球環境学堂に異動する教員の取扱いに関する申合せ

（平成１４年５月９日研究科会議決定）

平成１４年３月３１日現在、工学研究科の基幹講座（専任講座を含む。）の教員（助教を除く。以下同じ。）である者が、平成１４年４月１日以降、地球環境学堂（工学研究科から振り替えた固有定員の分野に限る。）に異動した場合、当該教員は、同人が異動直前に所属していた専攻に平成１３年度以前に入学した学生が在籍する間、当該学生の指導を行うものとする。この場合、教授については、工学研究科会議の構成員とする。

附　記

この申合せは、平成１４年５月９日から実施し、平成１４年４月１日から適用する。

11. 工学研究科土木工学専攻、土木システム工学専攻、資源工学専攻、環境工学専攻、環境地球工学専攻、生活空間学専攻及び電子物性工学専攻の博士後期課程に在籍し、研究指導認定退学した者が、課程博士の学位授与を申請する場合の予備検討に関する申合せ

（平成１５年６月１２日工学研究科会議決定）

工学研究科土木工学専攻、土木システム工学専攻、資源工学専攻、環境工学専攻、環境地球工学専攻、生活空間学専攻及び電子物性工学専攻の博士後期課程に在籍し、研究指導認定退学した者が、課程博士の学位授与を申請する場合の予備検討については、次のとおり取扱うものとする。
１　課程博士学位論文審査に関する内規（以下「課程博士内規」という。）第２条に定める申請者の所属する専攻とは、予備検討申請者の研究指導認定を行った専攻（以下「予備検討出願に係る専攻」という。）が、京都大学大学院工学研究科規程の一部を改正する規程（平成１５年達示第２７号）附則第２項により存続する限りにおいて、その申請者が所属していた専攻とする。
２　予備検討願を提出後、予備検討出願に係る専攻が存在しなくなったときは、課程博士内規第７条第１項にいう当該専攻とは、予備検討委員会代表委員が所属する専攻とする。
３　予備検討願を提出時、予備検討申請に係る専攻が存在しないときは、課程博士内規第２条に定める専攻とは、予備検討願に記入する指導教員の所属する専攻とする。

12. 工学研究科機械工学専攻、機械物理工学専攻及び精密工学専攻の博士後期課程に在籍し、研究指導認定退学した者が、課程博士の学位授与を申請する場合の予備検討に関する申合せ

（平成１７年３月１０日工学研究科会議代議員会決定）

工学研究科機械工学専攻、機械物理工学専攻及び精密工学専攻の博士後期課程に在籍し、研究指導認定退学した者が、課程博士の学位授与を申請する場合の予備検討については、次のとおり取扱うものとする。
１　課程博士学位論文審査に関する内規（以下「課程博士内規」という。）第２条に定める申請者の所属する専攻とは、予備検討申請者の研究指導認定を行った専攻（以下「予備検討出願に係る専攻」という。）が存続する限りにおいて、その申請者が

所属していた専攻とする。
２　予備検討願を提出後、予備検討出願に係る専攻が存在しなくなったときは、課程博士内規第７条第１項にいう当該専攻とは、予備検討委員会代表委員が所属する専攻とする。
３　予備検討願を提出時、予備検討申請に係る専攻が存在しないときは、課程博士内規第２条に定める専攻とは、予備検討願に記入する指導教員の所属する専攻とする。ただし、指導教員が在職しない場合は、機械理工学専攻長、マイクロエンジニアリング専攻長及び航空宇宙工学専攻長が協議のうえ決定した専攻とする。

参考　１−１（課程博士）

文　　書　　番　　号
平成　　年　　月　　日

京 都 大 学 総 長　　殿

京都大学大学院〇〇研究科長
〇　　〇　　〇　　〇（印）

博士学位授与の資格審査結果について（報告）

学位論文審査願の提出がありました、下記の者に対する学位授与の資格審査については、〇〇月〇〇日開催の工学研究科会議において、学位を授与できるものと議決しましたので、京都大学学位規程第１０条第１項の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

氏　　　　名	学位論文審査願　　受理年月日	備　　　　考
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	

〔注〕
１．論文審査期間が１年を越えるものについては、その事由書を添付すること。
２．学位記に旧姓（又は通称名）使用・併記等した場合は、備考欄にその旨を付記すること。

参考　１－２（論文博士）

文　　書　　番　　号
平成　　年　　月　　日

京 都 大 学 総 長　　殿

京都大学大学院○○研究科長
○　　○　　○　　○（印）

博士学位授与の資格審査結果について（報告）

学位申請書の提出がありました、下記の者に対する学位授与の資格審査については、○○月○○日開催の工学研究科会議において、学位を授与できるものと議決しましたので、京都大学学位規程第１０条第１項の規定により関係書類を添えて報告いたします。

記

氏　　　　名	学 位 申 請 書　受理年月日	備　　　　考
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	
	平成　　年　　月　　日	

〔注〕
１．論文提出によるもので、学識確認の試問を免除した場合は、備考欄にその旨を付記すること。
２．論文審査期間が１年を越えるものについては、その事由書を添付すること。
３．学位記に旧姓（又は通称名）使用・併記等した場合は、備考欄にその旨を付記すること。

参考　２

学　位　審　査　報　告

（ふりがな） 氏　　　　名	
学位（専攻分野）	博　　士（　　　　）
学　位　記　番　号	博　　第　　　　　　号
学位授与の日付	平　成　　　年　　　月　　　日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当
研究科・専攻	研究科　　　　　専攻
（学位論文題目）	
論文調査委員	（主　査）

○　○　研　究　科

注）論文題目が外国語の場合はその和訳を（　　）を付して併記すること。

学　位　審　査　報　告

（ふりがな） 氏　　　名	
学位（専攻分野）	博　　士（　　　　　）
学　位　記　番　号	論　　　博　　　第　　　　　号
学位授与の日付	平　成　　　年　　　月　　　日
学位授与の要件	学位規則第４条第２項該当
（学位論文題目）	
論　文　調　査　委　員	（主　査）

○　○　研　究　科

注）論文題目が外国語の場合はその和訳を（　　）を付して併記すること。

参考　３

学　位　（　博　士　）　授　与　報　告　書

（ 大学院博士課程修了によるもの　　計　　名 ）

京 都 大 学 大 学 院 工 学 研 究 科

学位記番号	報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	学位論文受理年月日	論文審査終了年月日
			（ふりがな）氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科（専攻）名	修了(中退)年月日				
工博第　　号	甲第　　号	博士（工　学）											
工博第　　号	甲第　　号	博士（工　学）											
工博第　　号	甲第　　号	博士（工　学）											
工博第　　号	甲第　　号	博士（工　学）											

学　位　（博　士）　授　与　報　告　書

（大学院博士課程修了によるもの　　計　　名）

京都大学大学院工学研究科

学位記番号	報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者 （ふりがな）氏名	博士の学位を授与された者 性別	博士の学位を授与された者 生年月日	博士の学位を授与された者 本籍	博士課程の修了等の状況 大学院名	博士課程の修了等の状況 研究科（専攻）名	博士課程の修了等の状況 修了(中退)年月日	博士論文名	授与年月日	学位論文受理年月日	論文審査終了年月日
工博第　　号	乙第　　号	博士（工　学）											
工博第　　号	乙第　　号	博士（工　学）											
工博第　　号	乙第　　号	博士（工　学）											
工博第　　号	乙第　　号	博士（工　学）											

参考　４

様式１０

博士学位論文のインターネット公表に係る報告

	学位記番号	氏　　名	学位授与予定年月日	論文内容の要旨・審査の結果の要旨	学　位　論　文				
				公表可能年月日	公表の方法	公表開始可能年月日	要約公表とする事由	要約公表を認める期間	公表方法決定年月日
例１	○博第○○号	○　○　○　○	○○年○○月○○日	（空欄）	全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	○○年○○月○○日
例２	論○博第○○号	○　○　○　○	○○年○○月○○日	（空欄）	全文・要約	○年○月○日から　・　即時	2	~~○年○月○日まで~~　・　~~当分の間~~　・　無期限	○○年○○月○○日
例３	論○博第○○号	○　○　○　○	○○年○○月○○日	○年○月○日から	全文・要約	○年○月○日から　・　即時	3	○年○月○日まで　・　~~当分の間~~　・　~~無期限~~	○○年○○月○○日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日
			年　月　日		全文・要約	○年○月○日から　・　即時		○年○月○日まで　・　当分の間　・　無期限	年　月　日

（注）１．学位記番号欄は、不明の場合は空欄とすること。

２．論文内容の要旨及び審査の結果の要旨について、特許申請、雑誌掲載等の関係により、学位授与後即日公表することに支障がある場合は、「論文内容の要旨・審査の結果の要旨　公表可能年月日」欄外の「要旨公表可能日」欄公表可能とする日付を記入すること。（ただし、学位規則第８条の規定により、猶予期間は学位授与日から３ヶ月以内。）

３．学位論文について、全文を公表する場合は、「要約公表とする事由」「要約公表を認める期間」の記述は不要。

４．「京都大学における博士学位論文のインターネット公表に関するガイドライン」により、「要約公表該当事由」については、以下から番号を記入すること。

1. 立体形状による表現を含んでいる。
2. 著作権や個人情報等に係る制約がある。
3. 出版刊行（学術ジャーナルへの掲載も含む）の予定がある。
4. 特許申請している情報又は特許申請を予定している情報が含まれている。
5. その他、特にインターネット公表ができない内容を含むこと又はインターネット公表により生じる不利益が認められる。

参考　５　別紙（※３月授与者用参考）

平成　　年　　月　　日

学位授与証明書交付願（博士）

京都大学総長　殿

氏　フリガナ　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

英文証明書用氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＊英文証明書が必要な場合に記入してください。

生年月日　　　　年　　　月　　　日生

このたび、下記理由のために学位授与証明書が必要ですので、**邦文＿＿通、英文＿＿通（計＿＿通）**　の交付をお願いします。

交付理由……………………………………………………

（提出先：　　　　　　　　　　　　）

証明書に論文題目を

☐　記載する　→題目『……………………………………

☐　記載しない　……………………………………

……………………………………』

＊英文証明書が必要な場合は、英語で記入してください。

博　士（　　　　　学）　　　　**取得年月日**＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

☐　課程博士　　　　　**学位記番号**＿＿＿博　第＿＿＿＿号

［　　　　　　　専攻］　　＊学位記番号が不明な場合は、空欄のままで結構です。

☐　論文博士

受取方法

☐　窓口交付　（　　月　　日（　）午前・午後）

☐　学内便　送付先　……………………………………

……………………………………

＊学内便を希望する場合は、返信用封筒を添えて申し込んでください。

☐　郵　送　郵送先　〒……………………………………

……………………………………

＊郵送を希望する場合は、返信用封筒（切手貼付済）を添えて申し込んでください。

連絡先　…………－…………－…………（自宅・勤務先）

提出先：京都大学学務部教務企画課

参考　6

学位証第　　　　　　号

学位授与証明書

（　　　氏　　　名　　　）

年　　月　　日生

上記の者は、本学大学院　工学研究科　　　　　　　　専攻の博士課程を修了したので、平成　　年　　月　　日付をもって、博士（工学）の学位を授与されたことを証明する。

論文題目（希望に応じ記入）

学位記番号　　工博第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

京都大学副学長
○　○　○　○

KYOTO UNIVERSITY
KYOTO JAPAN

No.

, 20○○

CERTIFICATE

Name :
Date of Birth :

This is to certify that was conferred the degree of Doctor of on , 20○○ having fulfilled all requirements necessary for the doctor's degree at the Graduate School of , Department of , Kyoto University.

※ Department of の代わりに Division of, Course in を使用することも可

Thesis: (希望に応じ記入)

Doctorate No.:

○ ○ ○ ○
Executive Vice-President
Kyoto University,Kyoto, Japan

Seal of Kyoto University

学位証第　　　　　　号

学位授与証明書

（　　　氏　　　名　　　）
年　　月　　日生

上記の者は、本学に学位論文を提出し、所定の審査および試験に合格したので、平成　　年　　月　　日付をもって、博士（工学）の学位を授与されたことを証明する。

論文題目（希望に応じ記入）

学位記番号　　論工博第　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

京都大学副学長
○　○　○　○

KYOTO UNIVERSITY
KYOTO JAPAN

No.

, 20○○

CERTIFICATE

Name :
Date of Birth :

This is to certify that has been conferred the degree of Doctor of on , 20○○ after successfully passing the examination of the Doctorate Dissertation at Kyoto University.

Thesis: （希望に応じ記入）

Doctorate No.：RON

○ ○ ○ ○
Executive Vice-President
Kyoto University,Kyoto, Japan

Seal of Kyoto University

参考　7

平成　　　年　　　月　　　日

英　文　学　位　記　交　付　願

京　都　大　学　総　長　殿

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞
年　　　月　　　日生
英文学位記用氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
学生番号
－　　　－

このたび、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿のため英文学位記を必要としますので１通交付くださるようお願いします。

○　修士（　　　　　　　　）
［学位取得年月日］　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

［専攻名　　　　　　　　　　　　　］

○　博士（　　　　　　　　）
［学位取得年月日］　　　　　平成　　　年　　　月　　　日

□　課程博士［専攻名　　　　　　　　　　　　　］

□　論文博士

（連絡先）☎　　　　－　　　　－　　　　　　　（自宅・勤務先・携帯）

《 明瞭に記入すること。》

[Date] Year______month______day______

Request for Degree Certificate in English

To President, Kyoto University

Name [Family/first name]: ______________________________

Name on the English certificate: ______________________________

Date of birth: Year ______ **Month** ______ **Day** ______

Student ID No. : ________-____-________

On this occasion, for the reasons listed below, please accept this request for Degree Certificate in English.

Reason(s) for request: ______________________________________

○Master of (________________)
*Major field of study

Date of conferment: year_______month_______day_______

"Name of department/division: ______________________________"

○Doctor of (________________)
*Major field of study

Date of conferment: year_______month_______day_______

□Doctoral Degree(Course)
"Name of department/division: ______________________________"

□Doctoral Degree(Dissertation)

Contact: Phone - - (Home or Office)

E-mail

《Please complete all parts of application form in block letters》

様式１５

参考　8

平成　　年　　月　　日

（　　　　　　　）研究科長　殿
Dear Dean of the graduate school of (　　　　　　　　　),

氏名/Name
生年月日/D.O,B.　　　　　年　　月　　日

学位論文全文データ公表報告

先に提出しました学位論文全文データの公表開始可能日が決定しましたので報告いたします。
I hereby inform you the date I can publish full text data of my thesis.

記

公表開始可能日/The date you can publish full text data　平成　　年　　月　　日
Year/Month/Date　　　/　/

京都大学博士（　　　　　　　　　）　平成　　年　　月取得
Doctor of（　　　　　　　　　）, conferred on　　　/　　　(Year/Month)

学位記番号/Doctorate No.　　　博第　　　　　　号

以上